

社会権規約第3回日本政府報告に対する
「カウンターレポート」

2012年3月

国際人権活動日本委員会

CONTENTS

はじめに	3
1、日本大震災・原発事故被災者に抜本的な救済と援助を 規約 11 条に関連して	5
2、貧困と格差の根底にある非正規労働者の増大と雇用破壊 (1) 非正規・半失業の増大及び不公正・差別的な賃金と雇用政策 規約 6 条、7 条に関連して	13
(2) 労働組合とその活動を嫌悪する差別・解雇の増大 規約 7 条、8 条に関連して	22
3、消防職員の団結権保障の早期実現を 規約 8 条に関連して	27
4、公務員のストライキ権一律禁止の改善を 規約 8 条に関連して	29
5、教育格差を拡大・固定化させる高教育費負担政策 規約 13 条・2 項に関連して	30
6、教育現場における国旗国歌強制による教育権、労働権の侵害 規約 6 条・7 条・13 条 1 項に関連して	32
7、日本国における過労死・過労自死(自殺)の現実 規約 7 条 (b)・(d) に関連して	37
8、アスベスト被害は国の責任 規約 7 条 (b)・12 条 (b) に関連して	40
9、社会保障への権利に関連して一年金、医療、介護保険、生活保護 規約 9 条に関連して	42
10、14 年連続で自殺者 30000 人以上 規約 7 条、9 条、11 条、12 条に関連して	44
11、慰安婦問題を直ちに解決せよ 規約 2 条 12 項、3 条、6 条 1 項、7 条 (b)・(d)、9 条、12 条 (d) に関連して	46
12、戦時産業強制労働を解決せよ 規約 6 条 1 項、7 条 (a)・(b)・(c) に関連して	48
13、戦後最大の人権侵害レッド・ページ 規約 6 条、7 条、8 条に関連して	50
14、廃棄プラスチック処理工場周辺で悪臭・健康被害 規約 12 条 (b) に関連して	51
※11 慰安婦問題資料 (英文のみ) 1、2、3	

はじめに

日本社会に大きな反響を与えた第2回日本政府報告審査を経て発表された社会権規約委員会の「総括所見」に感謝し、引き続き日本の遅れた人権状況に対し適切な指摘と改善方向を示す所見が出されることを期待します。

2011年3月11日の東日本大震災と原発事故により、死者15854人、行方不明3276人(2012年2月末)、仮設住宅などへの避難者33万人以上、震災以後の災害関連死は1300人となり、阪神・淡路大震災の900人を上回っています(2012年2月現在)。このような深刻な被害による苦しみと悲しみが、現在の日本社会を覆っています。この災害に対し、救援募金、物資供給、現地慰問など、支援のために行動してくれた多くの人々、諸外国・国際機関からの援助、激励に深く感謝いたします。

「総括所見」に謙虚に耳を傾けず、前例のない非常識な対応をした日本政府

2001年8月に行なわれた社会権規約委員会による第2回日本政府報告審査のあと出された「総括所見」は日本社会に大きな影響を与えました。

貴委員会は、「総括所見」「主な懸念される問題」「提言及び勧告」で、日本政府や兵庫県に対し、社会権規約第11条の義務に従って、効果的な措置を迅速にとることを勧告しました。また、原子力発電所問題でも適切な懸念と勧告が出されました。

「総括所見」は阪神・淡路地区の、新聞、テレビなどのマスコミで取り上げられ、それを知った国民からは高く評価されました。しかるに日本政府、兵庫県、神戸市は謙虚に耳を傾けることなく、国会、県・市議会で「事実誤認」「不当」「わずか6時間の議論で出した見解」などと反論しました。

2001年11月8日衆議院、11月28日参議院災害対策特別委員会で村井 仁国務大臣・防災担当大臣(当時)が答弁した内容です。しかもその間の11月14日、野田順康内閣府参事官(災害予防担当)(当時)がジュネーブに出張し、社会権委員会チヨノフ事務局長(当時)と会見し、日本政府見解を述べています。

その上日本政府は2002年7月16日「総括所見に関する締約国の意見」なる文書を社会権委員会に提出しました。社会権委員会は討議した上で、11月29日、この日本政府の意見を公表しました(文書No.E/C.12/2002/12)。初めてのケースだったようです。この意見は、第2回政府報告、リストオブイシューに対する文書、審査時に発言した内容の繰り返しでした。日本政府の最終見解への対応は前例のない非常識なものでした。

しかし、今回の震災・原発事故の実態を見れば、社会権規約委員会の見解が如何に正しく、日本政府の対応が如何に間違ったものだったか明らかです。詳しい内容は「震災・地震」のところで述べています。

第2回審査の総括所見に対して日本政府がとった対応について、現在どう考えているのか、質問していただきたい。

21世紀の日本社会のあり方を示唆した「総括所見」

10年前の貴委員会の「総括所見」は21世紀の日本のあり方を示す貴重な「所見」でした。パラグラフ10で、「締約国が規約の条項を国内法において十分に実行あるものにしていないことに懸念する」と指摘しています。立法上、行政上、司法決定上で通常は規約に言及していないのは全くそのとおりで、「規約に基づく義務違反である」ことは事実です。

また、パラグラフ38で「国内人権機関」の設立を強く要請していることも私たちは賛成します。

2年半前に成立した民主党政権は国内人権機関だけでなく、個人通報制度の導入や取り調べの可視化の実現などを公約に掲げていたにもかかわらず何ひとつ実現していません。

貴委員会の勧告だけでなく、国連人権理事会の普遍的、定期的審査、自由権規約委員会、拷問禁止委員会、女性差別撤廃委員会などから、非常に多くの項目にわたって懸念・勧告が日本政府に出されています。

しかし、人権理事国であった期間も含めて、歴代の日本政府は無視し続けていると言っても過言ではありません。

今年2月、貴委員会が懸念し勧告した規約13条2項(b)、(c)の留保を撤回することを、外務大臣が国会で表明しました。中・高等教育の漸進的無償化に向け一歩前進したことは評価に値することです。

現在の政権も、国民の期待を裏切り、国連が世界の個人に与えた権利を邪魔しているのです。国際水準から大きく遅れた日本の人権状況を改善し、21世紀の日本社会のあり方を再度「総括所見」で指摘されることを期待します。

国鉄労働組合・近畿闘争団からの報告

国鉄闘争1047名の解雇撤回、JR復帰を求めて25年。政府の責任による勝利解決を報告します。

世界人権宣言第20条「結社の自由」、自由権規約、社会権規約第8条「自ら選択する労働組合に入会する権利」に基づき、日本政府報告書へのカウンターレポートを提出し、その「日本政府報告書審査」を傍聴してきました。

国際労働機関からは9回にも及ぶ日本政府への勧告を獲得しました。世界の労働者・学者・法律家・文化人からご支援をいただきました。

広範な仲間の支援を得て、2011年、国鉄闘争25年目、私たちは「政府の責任によるJRへの雇用実現」が困難と判断し、「解雇撤回・JR復帰、国鉄闘争」の”終結

判断”のやむなきに至りました。

私たちは、”政府の責任による解決”＝”勝利解決”であると誇りをもって報告するものです。引き続き「団結の侵害」と闘っています。「労働強化」と闘っています。「鉄道の安全輸送を求めて」闘っています。なによりも「人間の尊厳確保」を求めて闘っております。

今日まで、人権宣言、自由権規約、社会権規約、ILO条約・国際規約に基づいて日本政府を指導していただいたことに心からお礼申し上げます。

ほんとうにありがとうございました。

東日本大震災・原発事故被災者に抜本的な救済と援助を 社会権規約 11 条に関連して

結論と提言

- ・東日本大震災・福島原発事故の災害に対し、政府・自治体・東京電力の責任を明確にし早急に被災地・被害者が主人公の復旧・復興を。
- ・原発の再稼動を許さず、脱原発、真に安全なエネルギー政策の確立を。

社会権委員会の懸念・勧告（第2回審査）—パラグラフ 22・27・28・29・49・54

第 1、未曾有の大惨事となった東北 3 県

序章

「はじめに」で述べたように、2011年3月11日東日本を襲った大震災は、死者、行方不明者、倒壊建物など甚大な被害をもたらしました。被災の状況は筆舌に尽くしがたく、福島県東京電力第一原子力発電所の放射能汚染は未だ予測のつかないものです。余震は続発し、放射能の食物汚染は人体・生命への影響だけでなく、漁業、農業、畜産業、観光など多くの産業に深刻な被害を与えています。その影響は首都東京を始め全国に及んでいます。

日本はヒロシマ・ナガサキ、ビキニと3度にわたって核放射能による被爆を受けています。今回4度目の被害を受けただけでなく、全世界に放射能被害を広め加害者となったのです。

1、被災地東北からの報告

(1) 宮城県の現状報告

東日本大震災から9か月が経過した。宮城県内の復旧・復興、被災者の生活再建は遅々として進んでいないのが現状である。

阪神淡路の教訓を学ばずに中央に丸投げして作られた仮設住宅の寒さが問題になっている。マスコミで報道されているとおり、岩手・福島に比べて宮城県の寒さ対策の遅れは際立っている。厚労省通知にもかかわらず生活保護世帯が義援金を受け取ると収入認定されて保護が打ち切られている。宮城県は放射能の測定をしてくれない。親は子どもの健康に不安を抱えている。食の安全、給食の安全に不安を持っている。学校の校庭、公園、遊び場は安全なのだろうか。元の土地に戻りたくても地元の復興計画が決まらないためどうしたらよいか分からない。漁師は漁に行きたいが船がない、漁具がない。一日も早く自宅の建て替えをしたい人や中小業者で早く事業を再開したい人など、二重ローンが足かせになって前に進まない。ガレキ処理を中央のゼネコンに一括発注したため、地元での雇用が生まれにくい。仕事がない。あっても途中でピンハネされる。雇用保険が来年（2012年）1月で切れる。その後の仕事の見込みが立たない…。宮城県内の復旧・復興、被災者の生活再建の遅れは著しく、被災者は皆一様に宮城県の無為無策ぶりに怒っている。宮城県がやっていることは、仮設住宅のプレハブ協会への丸投げ、ガレキ処理の大手ゼネコンへの一括発注、仙台空港アクセス鉄道復旧工事への巨額の資金投与、「夢メッセみやぎ」復旧工事への資金投与等である。まさに、大企業奉仕、ハコモノ復興行政であり、被災者の生活再建という観点はない。

宮城県は2011年8月17日、宮城県震災復興計画最終案をまとめた（第1次案6月、第2次案7月）。宮城県の復興計画は住民不在の、財界が求める新自由主義的復興計画であり、いわゆる構造改革を、震災を奇貨として宮城県で実現しようとするものである。岩手県復興基本計画が「暮らしの再建」、「なりわいの再生」というまっとうな基本理念を掲げているのと著しい対照をなしている。われわれは、それに対向して、被災地・被災者が主人公の復旧復興を目指して活動する

（2）岩手県からの報告

M9.0の大地震により発生した巨大津波が、総延長708キロに及ぶ岩手県沿岸を襲った。被災前の沿岸12市町村の総人口は約27万4千人、総世帯数は約10万4千世帯で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は52.5%と、県の平均と比べても6.4ポイント高い。

岩手県内で、死者・行方不明者6千人弱、家屋（住家）の倒壊（全壊+半壊）が24,736棟の大被害が発生した東日本大震災・津波から10ヵ月が経過した。県内の被災者総数は約6万4千人で、応急仮設住宅13,223戸に31,400人、借り上げ住宅4,361戸に11,678人、県内陸部の親類等への避難者2,960人、県外移住者1,621人である。また、自宅等が被災にあったのは16,569人で、それらに対する救援は遅れている。

被災後1ヵ月目に発表した県の「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」では、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する、犠牲者の故郷への思いを継承する、との基本方針を貫く二つの原則を掲げ

た。復興基本計画の策定は、岩手県東日本大震災津波復興委員会（19人、委員長・藤井克己岩手大学学長）のもとで審議され、パブリックコメントを求めるなどして、8月11日に開催した県議会で採択し決定された。そして県の復興計画等をもとに被災した市町村で復興計画の策定作業が行われた。

未曾有の大災害で助かった命を再び失われるようなことがあってはならない。県の復興基本計画に明記されなかった壊滅的な被害を受けた三つの県立病院の再建問題は、知事・県議選の争点となり、選挙後に知事が再建を明言し、仮設県立高田病院に入院施設（41床）が設けられた。引き続き県民のいのちと健康を守る公立・民間の医療再生が課題となっている。

三陸沿岸の基盤産業は漁業や水産加工業である。1万4千隻あった漁船の9割、養殖施設や漁具等が流失し、県内の漁港111のうち108港が壊滅的な被害を受け、これら基盤回復のための援助・支援対策が必要である。漁協単位に共同使用による漁が再開されているが、漁業者の負担軽減を図るための復旧・復興支援は急がねばならない。

住宅新築について県は、災害復興公営住宅9千から9千5百戸建設のほか、自力再建への支援として約100万円を（最大9500世帯）補助する独自の制度を創設したが、中心部が浸水地域となったなど様々な障害が残されている。当初、県が掲げた2つの原則の幸福追求権がどこまで貫けるかは、被災住民の取り組みとそれに連帯した取り組みが重要である。

（3）福島県からの報告

福島第一発電所の事故は、被害の深刻さ（津波による行方不明者を探すこともできなかった。死者を数ヵ月間放置せざるをえなかったなど）、被害の広がり（日本国土の大部分が放射能で汚染されたなど）、被害額の大きさ（原発事故の被害額を政府は現時点で5.8兆円としているが、きわめて少な目である）、今後の復旧・復興にかかる時間の長さ（地震・津波による被害からの復旧だけでも長くかかるのに、20年間は帰宅が困難とみられる地域があることや廃炉完了まで30~40年とされていることなど）、及び晩発性障害の不安がなくなるまでの長さ（福島県は事故時に0~18歳の健康診断を生涯続けるとしている）など、どこからみても日本の歴史上、最大・最悪の公害といえる。

社会権規約第3回日本政府報告書のパラグラフ49にそって意見を述べたい。

報告書は「原子力安全規制に関し、十分な説明を行い、ご意見を伺うことが重要と認識している」としているが、現実はどうだったか。政府も電力会社も、説明と称して一方的な「原発は安全」という「安全神話」を振りまき、原発の危険性などを訴える国民の意見に耳を傾けることはなかった。

地震や津波による過酷事故発生危険は、現地の住民運動グループが2004年から東電と政府に申し入れてきたこと、および日本共産党の吉井議員が国会で指摘したことなどが事故後になって多くの国民の知ることとなった。原発震災についても、2005年に

石橋教授(当時神戸大学都市安全研究センター)が、国会での公述人として警告した。以来、全国の住民運動も繰り返し指摘してきたが政府も電力会社もこれを無視し、抜本対策をとらずに3月11日を迎えた。

「ご意見を伺う」と書かれているが、各種公聴会や意見を聞く会で、国の原子力安全・保安院がひそかに電力会社と通じて都合よく会を運ぶためのシナリオを作ったり、原発推進の意見発表を促したりしていたことが事故後、明らかとなり、国民を唾然とさせている。

政府と電力会社が言ってきたことは「日本の原発は安全」「日本に限って過酷事故は起きない」など、なんら根拠のない説明であった。これらを多額の資金を使ってパンフレットにしたり、広告で宣伝してきたにすぎない。また、これをメディアや教育の場まで使って国民に広げ、信じ込ませてきた。

報告書は「原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定めている」、「原子力事業者は、原子力事業所毎に原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力事後対策等に関し定めている」としているが、現実はどうだったか。

「復旧を図る」大きな課題の一つは、ふるさとを追われ、さまよっている15万人が戻ってくることにある。しかし全国各地に散り散りになった先で、被害への損害賠償が少なく生活に苦しんでいる。物心両面にわたる生活支援が必要であるが極めて不十分である。また、戻れる環境を作るためには放射性物質の除染が必要だが、東電は全く無関心である。

事故の「拡大防止」が全くなっていなかったことは、政府の事故調査・検証委員会中間報告でも明らかで、1号機の非常用復水器の作動誤認・ベント作業の手間取り、3号機での高圧注水系の手動停止、消防車による注水の遅れなど、政府と東電には水素爆発などの事故の進展や放射性物質が拡散して地域社会に影響が及ぶことなどに思いが及ばず、全体を見渡す視点が希薄だったと指摘している。

被害拡大防止も全くなっていなかった。政府の指示が現地に届かず、町村長がテレビで情報を知るありさまであった。緊急時迅速放射能予測システム(SPEEDI)による放射能飛散予測結果を公表しなかったため、多くの住民に無用の被曝をさせた。

原発から5キロしか離れていない事故対応拠点であるオフサイトセンターが、電源を断たれたり、放射性物質の汚染によって機能不全に陥り、早々に撤退してしまった。

このような事態を住民運動はかねてから指摘してきたのに手を打たず3月11日を迎えたのである。

第2、17年前の阪神・淡路大震災の教訓は生かされたのか

1、阪神・淡路大震災から17年

私たち国際人権活動日本委員会は、2001年8月に行われた国連社会権規約委員会に

よる第2回日本政府報告書審査に参加し、1995年1月17日発生の阪神・淡路大震災の救援・復興の問題点についてレポートを提出し、兵庫県民会議、復興研究センターなどのメンバーがジュネーブの審査に参加し、「住宅は私有財産だから個人責任。自助努力で行うのが当然」という国の不当な態度を訴えた。

2001年8月31日に発表された社会権規約委員会「総括所見」は、阪神・淡路大震災被災者支援に関わって「肯定的要素」と「主な懸念される問題」として、パラグラフ27・28、「提言及び勧告」パラグラフ54・55で触れられ、委員会は、日本政府が兵庫県に対し、とりわけ高齢者及び障害者への地域サービスの向上及び拡大を勧奨すること、低所得層の被災者が住宅ローンの支払いを続けるために財産を売却せざるを得なくなることを防ぐために、それらの被災者が破壊された住宅を再建するために公的住宅基金あるいは銀行ローン債務の支払いを支援するため、締約国が規約第11条の義務に従って、効果的な措置を迅速にとることを勧告した。

日本政府は、「総括所見」発表直後からその影響力を恐れ、国会で「事実誤認」、「不当」などと答弁し、社会権規約委員会事務局は「誤りを認めた」などと事実をねじ曲げて国会答弁を行い、「総括所見」を一貫して無視し、阪神・淡路大震災被災者支援策を拒否してきた。被災地の自治体である兵庫県と神戸市は政府に見習って、各級議会での質問に対し「事実誤認」と強弁し続けた。

2、「総括所見」後の10年

「総括所見」は、困難に直面していた阪神・淡路大震災被災者はもとより、その後に発生した多くの自然災害被災者を大きく励まし勇気づけた。「総括所見」を糧にした国民的な運動によって、被災者生活再建支援法は2004年と2007年の2度にわたって改正された。2004年改正では、住宅本体の再建には適用を拒否したが、新たに「居住安定支援制度」として「200万円」支給した。2007年改正では、住宅本体の再建への適用、年齢、所得制限なしで最高300万円支給まで改善した。

この改正では、2007年に発生した能登半島地震、中越沖地震、台風11号災害被災者などにも遡って適用、救済された。しかし、阪神・淡路大震災被災者にはいずれの改正でも遡及適用も特例の救済措置もなかった。

3、阪神・淡路大震災被災者のいま

阪神・淡路大震災発生からやがて17年、公的支援（直接給付）が一切ない中で、各種融資に頼らざるを得なかった被災者は、住宅ローン、各種融資返済の行き詰まりが顕著で、社会的に弱い立場の被災者が益々追い込まれている。

住宅建設のための旧住宅金融公庫貸付は、返済の行き詰まりで代位弁済2,465件、494億円、緊急災害復旧資金貸付の返済行き詰まりによる代位弁済は6,920件、530億円

4、「終の棲家」を追われる被災者など、多くの被災者が折角再建した家や店を失った。 (2011年12月末現在)

災害援護資金貸付（350万円貸付・返済期限10年）56,422件の貸付のうち、期限がき

でも返済出来ない借受人は 12,981 件 (23%) 196 億円 (19.3%) で、その内 350 万円借入で月々1,000 円返済など少額償還は 10,877 件 (19.3%) となっている。自己破産は推計で 4,000 件 (神戸市だけで 1,977 件) を超えていると思われる。

兵庫県復興公営住宅の高齢化率は 48.2% (19,135 人)、単身高齢化率は 43.5% (10,096 人) になるなど高齢化が一層進み、孤立化、コミュニティ崩壊、ケア体制の不十分さなどから、孤独死は 2000 年から 2011 年(12 年間)で 717 人に及ぶなど深刻な事態が進行している。

兵庫県や神戸市は、阪神・淡路大震災被災者が入居する復興公営住宅の戸数不足を補うために、民間マンションを借り上げ「民間借り上げ復興公営住宅」として、兵庫県が 2,300 世帯、神戸市が 3,805 世帯を入居させた。民間借り上げ住宅オーナーとの契約が 20 年間となっていることを理由に、5 年から 8 年間の残余期間を残しながら、いま入居者に転居を迫っている。

入居者は、大震災で倒壊した家から避難所へ、避難所から仮設住宅へ、仮設住宅から民間借り上げ復興公営住宅へ入居し、度重なるコミュニティ破壊に遭遇しながら、やっとの思いで「終の棲家」と定めたところから、また新たなところへの転居を迫られている。

兵庫県の民間借り上げ復興公営住宅入居者の高齢化率 (66 才以上) は 64.1%、71 才以上は 47.5%、単身高齢世帯は 43.5%、収入状況は月 50,000 円以下が 48%、100,000 円以下が 56.7%、になっており、5 年後には 71 才以上が 64.1%、収入が 100,000 円以下が 56%となる被災高齢者に転居を迫る暴挙を強行しようとしている。

「終の棲家」として入居し、これまで日常の買い物、暮らし、交通機関、医療機関、介護サービスなど築いてきた地域との関わり、友人などとの結びつきなどから切り離され、高齢になって新たな土地へ転居をさせるなら、コミュニティ形成は出来ず孤立化が進み「孤独死」への一里塚となる。昨年 1 年間の復興公営住宅の孤独死は 36 人で、仮設住宅時代の 233 人を含めて累計 950 人にのぼる。

このような暴挙は、憲法で定める被災者の基本的人権、居住権、幸福追求権等を侵害し、社会権規約委員会の「総括所見」で「委員会は、締約国が兵庫県に対し、とりわけ高齢者及び障害者への地域サービスの向上及び拡大を勧奨することを勧告する」に反する行為と言える。

復興兵庫県民会議の政府・自治体への要求については、文章の中に盛り込んであるが、まとめると次の 3 点である。

- 1、「借り上げ公営住宅入居者」の希望を尊重し、引き続き公営住宅として入居を認めること。
- 2、災害援護資金など阪神・淡路大震災に関わる各種融資の残債務は返済を免除すること。
- 3、孤独死を防ぐために、高齢化がすすむ災害公営住宅入居者に対するケアを拡充する

こと。

5、安心して生活できる国づくりを怠った

日本政府の社会権規約第3回政府報告はパラグラフ54で指摘された点については、「特別養護老人ホームにおける日常生活に必要な物資の提供を行うよう、各都道府県・指定都市に要請した」と書かれており、55については「住宅金融支援機構は、災害復興住宅融資として、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に必要な資金を長期固定金利で貸し付ける融資を行っている」と書いている。

しかし、「阪神・淡路」の被災者支援は失敗している。その点を深く反省し、今度こそ多数の外国籍住民を含むすべての東日本大震災被災者の人権・生活再建・復興のために長期にわたっての抜本的な国の責任による支援政策を確立し、実行しなければならない。日本政府が、国民が安心して生活できる防災の国づくりを行うことを強く求める。

第3、東日本大震災後の被災者の状況と居住の権利の侵害を分析する

(1) 問題の要旨

東日本大震災後の避難所や仮設住宅での生活は、相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準が維持されず、居住の権利が充たされない状況が散見される。

(2) 問題の内容

社会権規約第11条1項は、「この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」と規定し、締約国に対しては、権利の実現のため「適当な措置」をとることを求め、いわゆる「居住の権利」を規定している。

東日本大震災の被災地では、建物被害は、全壊が11万3922戸、半壊15万485戸、一部損壊53万3106戸に登り（2011年8月20日時点）、多くの被災者は、数ヶ月間に及ぶ避難所での生活を経た後、8月頃までに仮設住宅へ移った。そして、避難所や仮設住宅においては、以下のような居住の権利が充たされない状況が生じている。

- ①被災直後から始まった避難所での生活では、長期間の避難生活により、強いストレスを引き起こす場合が多く、震災に伴う持病悪化や過労による死亡などのいわゆる震災関連死の増加という問題が発生している。宮城県では654人の申請を受け付け201人が認定された。福島県では443人が申請し197人が認定された。岩手県では63人が申請し、認定されたのが52人だった。申請数に比して認定数が少ないのは、認定を行う市町村の態勢が整わないために審査を県に委ねるケースが多く、認定の遅れにつながっている。

- ②避難所で暮らす被災者には高齢者が多く、動かない生活が続くことで心身の機能が低下して動けなくなる生活不活発病になり要介護状態に陥るケースが発生している。
- ③阪神淡路大震災以来、高齢者や障害者など一般の避難所での生活が困難な要援護者のための福祉避難所の必要性が叫ばれてきた。しかし、福祉避難所の設置は、市町村の責任に委ねられているところや福祉避難所を指定できていない市町村が多い。宮城県では40%、岩手県では14.7%、福島県では18.6%の市町村にとどまっている。被災前は在宅介護等を受けていた高齢者が、震災により自宅を失い、通常の避難所には物的設備や介護スタッフ等の不備により入所出来ない等の事態が生じている。
- ④被災者生活再建支援制度では、全壊・大規模半壊で解体・建て替えの場合、300万円が支給されることとなっているが、半壊の場合には1円も支給されない。また、住宅被害のない被災重傷者、失職者などには適用されず、これらの人々は、生活保護等によることとなるが、それでは自動車等、求職にも必要な物品を保持することが出来ず、生活の再建の妨げとなる等の問題がある。
- ⑤避難所から仮設住宅へ移った後の生活では、家族や友人を失った悲しみ、仮設住宅での慣れない生活、仕事を失ったストレスなどからPTSDとなったり、アルコール依存症に陥る人も増加している。
- ⑥宮城県や岩手県などの被災地の仮設住宅では、独り暮らしの高齢者が、誰にもみとられないまま、脳内出血や心臓病とみられる症状で相次いで亡くなっている。

(3) 日本政府に求める内容

- ①震災関連死、PTSD、アルコール依存症などに対応し、またはこれを防止するために、国が責任を持って被災者の生活状況を調査し、往診やカウンセリング等の医療的支援などの必要な措置を執るべきである。
- ②避難所の設置に際しては、国の責任で高齢者や障害者も入所できる福祉避難所を準備できる態勢をつくるべきである。
- ③被災者生活再建支援制度では保護されない、被災重傷者、失職者に対して、生活再建を可能にするような生活支援を行うべきである。
- ④仮設住宅へ入居する高齢者について孤独死を防止するために、国が市町村を支援し、市町村職員に巡回や住民との密な連絡関係確立を要請するなど、積極的な施策を行うべきである。

第4、政府への要求

日本政府は国連社会権規約委員会の懸念と勧告を想起し、東日本大震災被災者に対し抜本的な救済と援助を行い、安心して生活できる国づくりを。

10年前の社会権規約委員会の「総括所見」では、原子力発電所に対して「これら施設の安全性に関する必要な情報の透明性及び開示が十分でないこと、また、核事故の防止及び対処についての全国レベルならびに各地方における先進的な準備活動が不足し

ている」との懸念を表明し、「委員会は核発電所の安全性に関する問題についてのすべての必要な情報についてその透明性を高め、開示することを勧告し、さらに締約国が核事故の防止および早期の対応のための準備計画を策定することを強く要請する」と勧告した。

日本政府が10年前の貴重な国連社会権規約委員会の「懸念・勧告」を想起し、また、2005年、国連世界防災会議が表明した『防災は国の第一義的責任においておこなわれるべきもの』との決議を遵守する日本政府の責務を自覚して、長い年月続くであろう復興と救援のためにこれを生かすべきである。行方不明者の捜索、住民の生活の安定、放射能汚染の補償、情報公開、災害関連死の食い止め、外国人被害者の補償など重要な課題が山積している。

被災者への生活再建のための補償、被災地域・自治体への財政・人的支援を行い、「阪神・淡路」の被災者支援の失敗を深く反省し、今度こそ多数の外国籍住民を含むすべての東日本大震災被災者の人権・生活再建・復興のための長期にわたっての抜本的な国の責任による支援政策を確立し、実行しなければならない。

脱原発、安全な新しいエネルギー政策を探求することが必要である。多くの犠牲者を出した史上最大の自然災害から教訓を得て、国民が安心して生活できる防災の国づくりを行うことを強く求めるものである。

社会権規約第6条及び第7条に違反する雇用の実態 **非正規・半失業の著しい増大及び不公正・差別的な賃金と雇用破壊** ——規約6条、7条——

今日の日本の社会においては貧困と格差の広がりが著しさを増している。その根底にあるのは際立って日本の特徴を持つ非正規労働者の増大とそれによってもたらされる雇用破壊である。この雇用破壊を食い止め、すべての労働者に人間らしい労働（decent work）を保障するためのルールある経済社会を作ることが、いま日本の雇用問題に求められる最大の課題である。

1、今日の日本の雇用をめぐる状況

この10年間に日本の雇用をめぐる状況は悪化の一途を辿り、「すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受すること」を認めた規約第6条及び第7条の趣旨から、乖離する一方である。

（1）非正規雇用労働者は、同一価値労働を提供しているにもかかわらず、正規労働者とは異なる劣悪な労働条件のもとに働かされている。

非正規労働とは、①数か月ないし1年という期間を定めた雇用（有期雇用）、②労働時間が短い雇用（短時間雇用）、③派遣労働（間接雇用）を指すといわれている。

非正規労働は、正規労働者と同じ労働をしながら、第1に時間当たりの賃金が約2分の1と低賃金である。第2に常に雇止めの危険にさらされ、雇用の調節弁の役割を荷負わされている。第3に派遣元に雇われながら派遣先で働いているために使用者責任があいまいで、労働者保護に欠けることなどが特徴である。

（2）失業と半失業（ワーキングプア）の急増

日本の産業構造の変化の下で、1990年から2010年までの20年間に自営業者とその家族従業者は1395万人から768万人へとほぼ半減し、その一方で雇用労働者は4369万人から5071万人と700万人増加した。自営業者とその家族が営業が立ち行かなくなり、雇用労働者に転化したことを物語っている。

この間の雇用形態の構造変化は著しい。膨大な規模の非正規雇用労働者層と失業及び半失業の労働者層の形成である。これは一方でワーキングプアと呼ばれる低賃金労働者を増加させ、他方で正規雇用労働者に長時間労働を強い不規則労働、過労死、過労自殺をもたらしている。

日本の雇用構造は現在、正規雇用、非正規雇用、失業の三類型に大別されるが、非正規雇用の大半は半失業の状態にある。失業は顕在的失業と潜在的失業に分けられ、いずれも互換的關係にあり、しかも半失業とも重なり合う。

2000年代前半の日本の産業における構造改革は労働の分野において、顕在的失業者を半失業者に転嫁させる政策によって推し進められた。加えて国による失業時の生活保障の欠如・貧弱は、多くの失業者を何らかの仕事に取り敢えず就かせるといった動機付けとなり、半失業者人口を急速に膨張させた。

この結果、規約7条（a）（i）（ii）に相応する通常の労働、自立した生活、結婚、育児という普通の人生を送ることが困難になった人々を急増させた。

失業と半失業の拡大の進行の裏で、大企業は巨額の利益を上げ、2010年末の統計では262兆円という他国の国家予算に匹敵する儲けを上げている。

失業と半失業の状態の増加は人々の生存権と労働権をどのように保障し、その費用を誰が負担するのかといった根本問題がいま問われている。

非正規雇用層への流入は失業・半失業の群れからだけでなく、正規雇用者からも止むことなく続いている。1990年から2010年までの20年間で、正規雇用者は3488万人から3363万人と125万人減少し、その大半が非正規雇用となり、2010年における日本の労働者構成は、非正規比率が34.3%と、労働者の3分の1は非正規雇用という他国には見られない状況となった。

（3）非正規雇用という働き方の特徴

第1の特徴は、非正規雇用は低賃金である。非正規雇用の年齢別1時間当たり賃金は2010年の統計によれば、60才～64歳は1532円で、年間2000時間労働して

年収は300万円余りで、過労死認定水準の年間3000時間労働しても450万円程度である。特に女性の場合は、年間2000時間労働しても200万円前後とさらに低い。非正規労働者は、低賃金に加え社会保険の加入もなく、いつ職を失うか見通しのたない状況にあり、結婚し、子を生み育てることすらままならない (don't always go just as they want) 状況を生んでいる。非正規労働者が家庭を維持してゆくにはダブルワークス、トリプルワークスを余儀なくされる。

低賃金労働者としての非正規雇用が拡大した主要な原因は、企業における人件費の削減である。同一価値労働、同一賃金の原則が貫かれたEU諸国では見ることのできない日本固有の特徴である。

第2の特徴は、非正規雇用のほとんどは雇用期間が限られた有期労働契約である。有期雇用は、雇用の安定という面では相対的には有利かもしれないが、企業の都合でたやすく雇用関係を断ち切られる不安定な身分であることに変わりはない。厚生労働省2010年統計によれば一般労働者の非正規労働者のうち、雇用期間の定めがある労働者が75%を占める。また、非正規雇用の中には、契約期間に定めがないか、または1年以上の雇用契約で働く「常雇」という労働者が991万人(非正規雇用に占める割合は57.3%)いる。しかし、このなかには、実態として有期雇用と考えられる層がかなり含まれている。

第3の特徴は、非正規雇傭は大半が間接雇用である。

(4) 非正規労働者(派遣労働者)はなぜ大量に生み出されたか

間接雇用とは派遣労働と業務請負をさす。派遣先からは直接雇用ではないために、労働契約上の義務や負担を負わないので使い勝手が良い (convenient) と重宝がられている。業務請負とは、実際は使用と被使用の関係にありながら個人の請負業務とすることで、使用者責任を回避し、雇用の調整手段として機能している。

2003年労働者派遣法が改正され、それまで禁止されていた製造ラインへの派遣が解禁となり、派遣労働は一気に広がった。また、労働者派遣法の様々な規制を回避する手段として、偽装の個人請負が横行した。こうした立場の労働者が不況のあおりを受けて次々と派遣切り(解雇)となり、宿舍を追い出された労働者が寒い冬空の下で巷に溢れ、食事や移動の金銭もないままに行き場を失い、公園に設けられた慈善ボランティアによる「年越し派遣村」に給食を求める列ができ、大きな社会問題となった。

派遣労働者数は2011年6月調査では122万人である。前年より10%あまり下がっているが、派遣労働者の減少によるものではなく、派遣法の規制を免れるため派遣労働者を業務請負や個人事業主に転嫁したり、有期の直接雇用にするなどの脱法行為によって、統計から実態が隠されてしまったのであり、むしろ目に見えない形で広がっている。さらに、短期細切れ雇用と呼ばれる雇用形態や全国移動型の間接雇用も拡大しつつあり、統計でとらえられない労働者が増加している。特に日雇い派遣、原発事故下請け労働者、外国人実習生など問題の多い雇用形態の労働者ほど統計から脱落している可

能性が高い。

低賃金労働、雇用調整の容易さ、使用者責任の空洞化、中間搾取などによって雇用はますます劣化している。さらに教育、医療、福祉、公務の分野にも非正規雇用は進出し、正規雇用におけるサービス残業や長時間労働などに拍車をかけており、日本の雇用構造は破壊されている。

2、規制緩和と非正規雇用の増大は政府の政策によって推進された

非正規雇用は2000年代の構造改革政策によって急増し、派遣法の改悪で、派遣を許容する業種を次々と緩和したことにより半失業者から非正規雇用への歯止めがかからなくなったのである。労働者派遣法の規制の強化及び有期労働契約の規制強化が求められ、2009年に誕生した民主党政権は、派遣法の改正を掲げ、政府案をまとめた。

(1) 政府案の欠点

①禁止の対象となる労働者は少数

製造業派遣と登録型派遣を原則禁止としているが、派遣労働者157万人のうち、禁止の対象になるのはわずか30万人(19.1%)であり(「厚生労働省の平成21年度労働者派遣事業報告における平成21年6月1日時点の労働者数」、127万人は対象にならない。また、製造業に従事する派遣労働者25万人のうち、常用雇用の労働者16万人(64%)は禁止の対象にならない(「同上」)。登録型派遣も原則禁止としているが、登録型派遣労働者64万人のうち、専門26業務に派遣される労働者34万人(53.1%)は禁止の対象にならない(「同上」)。

②処遇の差別は温存されたままである

違法派遣の場合は、「派遣先における直接雇用とみなす」としているが、正社員の約5割程度に抑えられている賃金をはじめ、劣悪な労働条件はそのままである。

さらに、2012年3月、厚生労働省の労働政策審議会は、労働者派遣法の一部改正案(民主党、自民党、公明党の3党合意案)に対し、「おおむね妥当」と答申した。その中味は、有期労働契約の最大の問題である不安定な働き方と劣悪な労働条件を温存し、有期労働契約のさらなる活用に道を開く内容である。また有期労働契約の雇用関係の実態に照らせば全く機能しない「雇止め」規定など、財界の意向を取り入れて政府案を改悪修正し、審議もほとんどされずに衆議院厚生労働委員会で可決したものである。

(2) 有期労働契約の規制強化につながらない厚生労働省有期研報告

厚生労働省の有期労働契約研究会(有期研)は、2010年9月10日、「有期労働契約研究会報告書」を公表し、正社員との格差が顕著な有期契約労働者の課題に対し政策的に対応が求められているとして、有期労働契約への規制強化の必要性を認めた。しかし、有期研報告では、①雇用の調整弁として使われている実態を見ない、②「一時

的・臨時的業務のために限定」等の締結事由の規制について消極的、③有期契約労働者の正社員との均等待遇に消極的、などの問題があり、規制強化にはつながらない。

3、非正規労働者の裁判闘争の現状と課題

2008年秋のリーマン・ショックに端を発した派遣切り、非正規切りによって、同年10月から2010年9月までの2年間に職を失った非正規労働者は、285,252人と発表されている（厚生労働省2010年7月30日発表）。多くの大企業が、非正規社員に低賃金で何年にもわたり正社員と同様の業務を行わせ、減産あるいは売り上げ減少の見込みというだけで切り捨て（解雇）、わずか半年から1年後には新たな派遣社員を受入れたり有期雇用の募集を再開している。

製造業の現場の状況はさらに過酷である。非正規社員の多くは何年間も正規社員の5割程度の低賃金で、正社員も敬遠する過酷な業務をさせられ、契約形式だけは、請負、派遣、有期雇用などと転々と変更される。このような契約形式の変更は、正社員であれば保障すべき解雇制限「合理的理由なく解雇されない権利」の適用を潜り抜ける目的からである。

（1）派遣労働者の裁判闘争

①派遣先に対して直接雇用を求める裁判

2008年秋から2009年にかけて全国で発生した派遣切り事件について、2008年末以降、全国で派遣先に対し直接雇用を求める裁判が相次いだ。これらの裁判で地位確認等を求められた派遣先の企業は、いすゞ自動車、日産自動車、マツダ、キャノン、三菱東京UFJ、NTT、パナソニック、三菱電機、三菱ふそう、JFE、日本化薬、NSK、日本郵便輸送、日本トムソン、トステム、ジェコー、コニカミノルタ、横河電機などである。

2009年12月18日、最高裁第二小法廷は、パナソニックPDP事件について、パナソニックPDPとパスコとの間の業務委託契約が偽装請負であることは認めながら、パナソニックPDPと原告の間には労働契約の成立は認められない、雇止めも有効であるとして、地位確認及び賃金支払い請求を棄却した。

②常用型派遣労働者の解雇

常用型派遣労働者は、派遣会社に常時雇用される点で地位が安定していると云われてきたが、2008年秋からの非正規切りの嵐は、常用型派遣労働者をも巻き込んだ。日本最大手の派遣会社ラディア・ホールディングスグループは、2009年4月、その傘下の技術者派遣会社である株式会社シーテック、株式会社テクノプロ・エンジニアリング、株式会社CSIの3社の待機社員を対象に合計4000名もの大量解雇を行った。

解雇された派遣労働者は、地位確認を求めて労働審判と仮処分を申立て、解雇は無効とする決定を得て、現在はいずれも本訴が継続している。主要な争点は人員削減の

必要性であるが、シーテックは解雇当時200億円を超える当期末処分利益を計上する優良企業でありながら、わずか3ヶ月の待機期間の経過で整理解雇した。解雇の違法無効は明らかである。

③有期雇用から派遣への移行の強制等

大企業による有期社員から派遣社員への移行強制事件が発生している。株式会社NTT東日本一北海道（以下「NTT東日本一北海道」）は、約700名の契約社員を、一斉にNTT北海道テレマート社（NTT東日本の孫会社）に転籍させることを決定し、転籍して派遣社員となるか、2010年3月末をもって雇止めとなるか、どちらかを選択することを通知した。この不当な扱いに対して契約社員が、札幌地方裁判所に仮処分を申立て、NTT東日本一北海道から労働契約の更新を勝ち取った。

（2）期間労働者の裁判闘争

①中途解雇とのたたかい

2008年末、いすゞ自動車は、期間労働者553人全員を中途解雇したが、期間労働者らの解雇の効力停止及び賃金仮払いの仮処分申立てで、その違法性が明らかになり全員の中途解雇を撤回した。

②雇止めとのたたかい

ホンダは、2008年秋から年末にかけて期間労働者全員を雇止めにしたが、栃木製作所勤務の期間労働者1名が東京地裁に地位確認、賃金支払いを請求する本訴を提起した。ホンダは、基幹的・恒常的業務に従事する期間労働者を1～3か月の細切れ雇用で雇用し、1年間に20～30日程度の空白期間を空けて再雇用するという脱法的雇用方法をとってきた。

4、非正規労働者の闘いの報告

（1）日本の労働法を無視し嘱託事務員を解雇した外資系保険会社

AIGスター生命は、2003年、本社部門の一部を東京から長崎への移転に際し、短期雇用契約労働者のみを解雇した。短期雇用ではあるが、契約は形式的に何年も更新され長期間にわたっていた。仕事は正社員と同じであり、採用時には職業安定所に60歳定年を明記していた。また、業務移転作業の終了までの間は雇用継続の約束をしながら、移転作業終了時点で雇用期間満了の理由で解雇した。日本の労働法では有期雇用契約であっても繰り返し契約が締結されていた場合は期間の定めのない労働契約とみなされる。

東京で多数の労働者を解雇し、長崎に移転したAIGスター生命は、長崎県（市）から13億円（1200万US\$）の公金を受け取りパートタイム労働者を雇用している。

解雇された労働者のうち4名が労働組合に加入し団体交渉を行ったが、会社は「配転先はない」と主張するだけで、解雇の根拠である具体的な数字の提示も全くしなかった。組合は東京都労働委員会に「会社は誠実な話し合いに応じるよう」申し立てをし、誠実に

対応するよう命令が出されたが、会社はこれを不服として中央労働委員会へ再審査請求を行った。中央労働委員会は会社に対し和解の働きかけを行ったが会社は拒否をし、2006年8月、中央労働委員会も救済命令を出し「AIGスター生命は甚だ不誠実」と命令文に明記した。

一方、労働組合がこの解雇の不当性を世論に訴えるために出したビラに対し、会社が名誉棄損として提訴した裁判の判決は、会社側の訴えを全面棄却し、解雇の不当性にも言及する内容だった。しかし会社は、いまだ解雇の取り消しは行っていない。

この解雇に正当な理由はない。対象者が短期雇用労働者のみに行われた差別であり、人権侵害である。多国籍企業であってもその国の法律を守るべきである。社会権規約第1条、第2条、第6条、および第7条違反である。

外資企業によるこのような人権侵害は後をたたない。理由のない退職勧奨、ノルマ未達成を理由にした非正規労働者への解雇予告、障害者枠採用労働者の理由のない解雇などがおきている。

日本政府の管轄官庁は、個別の労働争議にはかかわらないとの姿勢をとっているが、多国籍企業の人権侵害に対し強く指導監督すべきである。

(2) 非正規労働者の実態と行政、司法、政府の対応についての報告

同一の労働をしているにもかかわらず、雇用形態、国籍、性別などの違いを理由に差別的な扱いを受け、人権侵害を受けながら働かされている「非正規労働者」と言われる労働者が増加し続けている。滋賀県長浜市「ヤンマーびわ工場」では、労働災害が発生しても労災の適用すら受けられず、個人加盟の組合に加入して労災の適用を迫ったことにより報復行為として解雇が行われた。このような状況が放置され続けていることは、社会権規約第7条の『同一価値労働について同一報酬の保障』に抵触している。非正規労働者に対する行政、司法、政府の対応について報告する。

行政の対応について

違法派遣、偽装請負、個人請負など非正規雇用問題における違法状態の是正を求め、行政に申告した非正規労働者に対する対応は、ほとんどが「そのような違法行為はどこにでもある話」である。例えば、派遣制限期間が抵触している違法派遣のケースの場合、行政は、法の義務（労働者派遣法第40条の4「直接雇用の申し込み義務」）を果たそうとしない派遣先企業に対し、指導・助言・勧告をし、それでも従おうとしない場合は企業名の公表をしなければならないと法律で定められているにもかかわらず、派遣先の企業名を公表したケースはなく、勧告を行ったこともない。そのため違法状態はいつそう拡大し、非正規労働者は救済を求め司法の場に訴えざるを得ない状況に追い込まれている。

司法の対応について

司法に救済を求めても、「非正規労働者である」ことが理由と言わんばかりに、「同一

労働差別待遇」を前提とした不当な判断が相次いでいる。例をあげると、最高裁は偽装された違法な労働契約をしている会社との労働契約が「有効である」と契約の形式論で解釈し、実際に労働者を指揮命令している派遣先企業との雇用関係を否定する判断を下している。これはILOが2006年6月に採択した「雇用関係に関する勧告」(第198号)に抵触する。日本政府も賛成したこの勧告は、契約の形式や雇用形態にかかわらず労働の実態からみて雇用関係があると推定できれば、労働法の適用を受けられることを提起したものであるが、日本の司法はこの勧告に反する判断を下している。最高裁のこのような判断は下級審にも顕著に表れ、たとえば、人間の商取引の禁止を定めた法律(職業安定法)に違反しても、「精神的苦痛を生じているわけでもない」との解釈を一方向的に下し、派遣先企業の罪を問わないケースや世界人権宣言の23条の4項、社会権規約8条の労働組合を組織する権利を侵害する形で、「労使間で紛争状態だったのだから、契約更新の期待権などない」との判断を下すケースまでである。

政府の対応について

厚生労働省は2010年8月3日に「労働経済の分析」(労働経済白書)を発表し、不安定な働き方が増え、労働者の収入格差が広がったことについて、「労働者派遣事業の規制緩和が後押しした」と国の責任を初めて認めたが、経済や社会への重大な影響やその是正策についてはふれていない。派遣の自由化など行き過ぎた規制緩和の責任は重いと厚生労働省が発表し、政府は格差をもたらした派遣法を改正するとしながら、その法案要綱は「同一労働差別待遇」を是正せず、違法行為をしている派遣先企業にペナルティーも課さないばかりか、逆に免罪符を与える内容であり、「違法行為をしているという認識がなければ罪を問わない」ということまで法案要綱に盛り込んでいる。

「非正規労働者」が受けている人権侵害の現状に対し具体的な是正策を取らない日本政府に対し、社会規約委員会からの早急な勧告を求める。

(3) 救済されない非正規労働者の実態について報告

2000年から2009年までキヤノン株式会社宇都宮光学機器事業所で働いていた。雇用形態は一貫して非正規雇用であったがキヤノンの正社員と一体となって働き、賃金は正社員の半分近くであった。2009年6月に正社員であることの地位確認の裁判を提訴したところ、2009年8月末の契約更新の時にキヤノンから契約更新を拒否される形で解雇された。

4年8ヶ月の請負時代、1年1ヶ月の派遣時代、1年5ヶ月の2回目の請負時代、1年10ヶ月の有期直接雇用時代と、9年間に、雇用形態は4回変わり、30回労働契約の更新をしてキヤノンで働いてきた。

多くの期間は違法状態であり、違法状態を行政に申告し認められたにもかかわらず有期雇用から抜け出せず、2009年に正社員の地位確認を求める訴訟を起こしたため不当に解雇され、何の救済もされない。

キヤノンは一時的・臨時的ではない業務に非正規労働者をあてがい、同じ職場で働く正社員の半分程度という不当に安い賃金で働かせてきた。キヤノンが2000年以降業績を急激に伸ばし始めた陰には非正規労働者の大規模な活用があるが、リーマンショック後には非正規労働者が大量に雇止め（解雇）された。非正規労働者はいつでも首の切れる雇用の調整弁として扱われている。

日本には非正規労働者を保護する法律はないに等しく、行政は非正規労働者保護のための積極的な指導も行わず、司法においても社会権規約7条に反する不当判決が相次いでいる。全く救済がない状況で非正規労働者は低賃金かつ不安定な雇用を強いられ、正社員と同じ仕事をしていても賃金・待遇は半分程度と、就業しても貧困層から抜け出せず、ワーキングプアが拡がっている。組合に入れば解雇（雇止め）とのたたかいを強いられる。このような現状は放置されてはならない。一刻も早い日本政府への勧告と多国籍企業への規制を望みたい。

（４）労働者の命に格差（差別）があってはならない

救済の「対象外」にされている下請け・関連労働者

じん肺・アスベスト被害から労働者の生命と健康を守る課題は、東日本大震災の復旧・復興作業でも指摘され社会問題となっている。防じん対策が甘かった造船業界では、じん肺・アスベスト患者が増える傾向にあり、造船重機各社では2000年以降「企業補償制度」を制定・改正しながら被害者の救済を行っている。一方、劣悪で悲惨な職場環境下で働いてきた下請けや関連労働者の被害者は、雇用関係がないことを理由に救済の「対象外」とされている。まさに人権問題である。

こうした親企業の横暴に対して、同じ職場で働き、じん肺やアスベスト疾病にかかった下請・孫請け労働者に「補償制度」の適用を求めるたたかいが各企業・地域で起きている。しかし、三菱重工下関造船所の下請企業で働いていた労働者の損害賠償事件で、山口地裁下関支部は、労働基準監督署が認定した「じん肺管理区分」「合併症」を否定し、長年にわたり多くの先輩と患者・遺族が命をかけて築き上げてきた「被害者救済」を踏みにじる判決を言い渡した。

じん肺・アスベスト被害者は、長年にわたって様々な症状に苦しめられ、つらい闘病生活を強いられている。さらにじん肺が進行性・不可逆性の疾患であるため、今後も、毎日死の恐怖に怯えながらの闘病生活を強いられていくことになる。裁判所には、被害者救済の立場に立ちかえることを強く求めたい。命と健康に雇用形態の違いによる差別があってはならない。

「期間の定めのない直接雇用」を原則に

1990年代以降、生産現場では雇用・就業形態の多様化が進み、非正規労働者の増加が加速している。この間、パートタイム労働法の改正、労働契約法の制定などが行われ、各企業内では、派遣労働者から有期労働契約社員という名前の非正規労働者への代替え

が進んでいる。有期労働契約社員は、契約期間が短く低い賃金水準で、契約を更新しても賃金が上がらないなどの問題がある。

雇用の不安定さや処遇問題に加え、雇止めを恐れて労働者として正当な権利行使ができない実態が明らかになっている。さらに大きな問題は、契約更新の際に労働条件の大幅な切り下げが提示され、切り下げられた労働条件で契約を更新するか雇止めかの選択を迫られる事例が多く起きていることである。

雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」であるべき。家計の主たる担い手で職場では基幹的な業務に就く非正規労働者が年々増え、その多くが安定した雇用と公正な処遇を強く求めている。憲法、社会権規約で保障された生活を取り戻すことが重要である。

労働組合とその活動を嫌悪する差別・解雇が増大している —規約7条、8条—

1999年における労働者派遣法の改正、そして2003年の改正による大幅な規制緩和により、日本の労働環境は大きく変化した。とりわけ製造業の分野で見られるように不安定な非正規雇用労働者が増大したことにより、ひとたび景気の低迷の影響を受けるやいなや、雇用期間満了の名の下に大量の解雇者が溢れる状態となった。政府のこの誤った政策により、人員不足となった職場では正規職員に対する過剰な責任と大幅な残業が広がり、多くの過労死や過労自殺の原因となっている。さらに、職場環境や労働条件の改善を訴える労働者に対しては、差別、パワハラ、セクハラ、そして解雇が行なわれ、職場から排除される状況が増大している。まさに、社会権規約第7条「すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利」や第8条の「・・・自ら選択する労働組合に加入する権利」「労働組合が自由に活動する権利」が脅かされている。さらに問題なのは、差別・解雇などの人権侵害を受けた労働者が、裁判などで救済を求めた場合、ほとんど救済されないことである。裁判で国際人権に触れることは全くない。第2回審査での勧告、パラ35を想起し、判事、検事、弁護士などに対する国際人権規約の知識、意義、適用改善のためのトレーニング計画の必要性を痛感する。具体的な事例について以下に記す。

(1) 労働組合活動への不法な介入と思想差別・賃金差別

世界的自動車産業であるスズキ自動車の職場では、有給休暇を年3日以上取得すると考課査定を悪くされるため、有給休暇を自由にとることができない。すべての労働者と現場の職制は時間外労働をしても、その賃金は一部しか支払われない。長時間過密労働に起因する過労死・過労自殺が2000年以降10名を超えている。このような問題を職場で取り上げ、公正かつ良好な労働条件を求めて活動する労働者の労働組合役員へ

の進出を阻止するため、役員選挙の際に職制の監視のもとでの投票、代筆投票、投票箱への操作など不正介入を行った。活動家への会社の攻撃はこれにとどまらず、隔離部屋に入れて仕事を与えなかったり、一般組合員との自由な会話を妨げたり、会社門前でのビラ配布宣伝を管理職らが妨害するなど、活動家の孤立化を計り活動家に耐え難い精神的苦痛を与えた。さらに、活動家の生存権が脅かされるほどの賃金差別を行い、ある活動家の場合、長年にわたって考課査定は昇給なしの最低評価がつけられ、勤続37年にして同期同学歴者と比較すると月額12万2000円、年間225万円も低かった。この賃金差別の是正を繰り返し会社に申し入れてきたが、一向に改善されないため2000年7月に裁判に訴えた。5年後、地方裁判所は思想差別・人権侵害があったことを明確に認め、「スズキ自動車の不法行為によって、原告らが人間として有する名誉、感情を著しく傷つけられたことは、賃金差別相当の損害賠償だけでは回復しがたい損害」と述べ、会社に損害賠償と慰謝料の支払いを命じる判決を下した。しかし、高等裁判所は思想差別や人権侵害があったとは認めず、原告敗訴の不当判決を下した。最高裁判所においても上告は棄却された。このように日本における司法の国際規約を遵守する姿勢の欠如を背景に、企業は社会権規約のみならず、国連人権理事会の新たな「企業活動と人権に関する基本指針」(A/HRC/17/31)に反する人権侵害を続けているのである。

(2) 組合加入の教師への懲戒処分を連発し教育活動を妨害する私立高校経営者

企業だけではなく教育現場においても同様な状況が発生している。鶴川高校では生徒本位の教育を進めるため、教育条件や労働条件の改善を求めて1992年に結成された労働組合に加入した教師たちが次々と不当に弾圧された。一時金差別、不誠実団交、クラス担任やクラブ活動の顧問からはずし、生徒と接するあらゆる教育活動を妨害し、懲戒処分を連発するなど組合員教師を殊更に嫌悪することによって、生徒に対する社会権規約第13条の「教育の権利」をも侵している。

(3) 解雇権の乱用と労働組合の自由な活動を侵害する私立大学と

それに手を貸す裁判所

大学運営に対して疑問を持ち、その改善を申し出た大学教員が解雇される事件が埼玉川口女子短期大学で起きている。これも経営者が嫌悪する者を組織から排除する現象だ。衣川清子さんは、大学理事会による人事評価制度の導入や職位の改悪など専断的なやり方が目立ってきたため、大学経営者に対して「規定どおりの学内運営をせよ」「学長の論文に問題があるので調査せよ」との要望や要請を出した所、突如「教員としての適格性や協調性欠如」を理由として解雇した。2008年6月、教員は東京地方裁判所に解雇無効を求める訴訟を起こしたが、裁判において、大学は解雇理由として次のような主張をした。

①教員の要望や要請を誹謗や中傷であるかのように歪曲、捏造、誇張した。

②大学経営の非協力者として描きあげ、茶菓を伴う学生たちとのミーティングなどを取り立てて歪曲、誇張し、非法行為に仕立て上げ、教職員としての適格性を欠くとした。さらに、

③この教員の退任を求めるとした同僚教員の「連名書」を提出し、「適格性、協調性欠如」の証拠とした。

しかし、裁判所は大学経営者の主張をほぼ全面的に認め、「原告の授業に特段問題がなく、学生から信頼が厚いとしても」、「短大をめぐる状況が厳しい中、本件短大のような小規模短大において適格性、協調性に欠ける原告を解雇したことは解雇権乱用とまではいえない」として請求を棄却した。控訴した上級審においては、「教員としての適格性、協調性欠如と学生からの信頼は両立しうる」などの理由で控訴を棄却し、さらに上告した最高裁は、解雇も原審判決の不当であることを補強する意見書を提出したが、これを退け上告棄却・申立不受理を決定した。この司法判断によれば、「教職員としての適格性、協調性」の判断が大学経営者の大学運営の都合によってなされ、それによって解雇も自由にできる、ということになり、「退任を求める同僚の連名書」が経営者側からの指示によるものであると新証拠を出したにも拘らず、それを無視して解雇の正当化の決め手としているのである。まさに解雇権の乱用であり、日本国憲法、労働契約法等に反することであり、それはとりもなおさず、社会権規約に反することである。さらに、この問題は法的には解決したとはいえ、労働紛争は依然として存在しているとして、学校前での宣伝行動を行っていたが、大学側が東京地方裁判所に団交申し入れ禁止と宣伝禁止の仮処分を申立てを行なった。そして仮処分の決定が裁判所から出されたのであった。労働組合の宣伝ができなくなる事態は、まさに8条の「労働組合が自由に活動する権利」の侵害であり、表現の自由への侵害である。

（４）会社再建を理由に年齢差別、組合活動への攻撃を狙ったJALの大量解雇

2010年1月、日本航空（JAL）の経営が破綻し、会社更生法による会社再建の一環として、その年の12月、165名のパイロットと客室乗務員を整理解雇した。既に更生計画を上回る営業利益を上げており、また、削減目標を超える希望退職者が出ていたにも拘らず、年齢や病歴を理由にして一方的に解雇した。経営が悪化し人員削減が必要となった場合でも、労働者を整理解雇するにあたっては、労働法の規範である解雇4要件（高度の必要性、解雇回避努力、人選基準の合理性、手続きの妥当性）を遵守しなければならないのである。このように年齢による差別や、健康上の理由、そして組合役員への排除による組合活動への攻撃を狙った解雇である。

5、合唱団員の労働者性を否定し不当解雇、団体交渉を拒否する新国立劇場財団

2003年2月、新国立劇場所属の合唱団員・八重樫節子さんが新国立劇場運営財団（財団）から契約終了を通告された。一年毎の契約更新を行なうため、財団は「試聴会」

という団員の歌を聴いて審査し、毎年団員を入れ替えるシステムを行なっているが、この合唱団員は音楽家が個人加盟している労働組合（日本音楽家ユニオン）の組合員として労働条件の改善や、日本の歌劇場のあり方などを新国立劇場に報告書を提出していたことが嫌悪されたのだった。日本音楽家ユニオン(ユニオン)は契約関係終了に関して、運営財団に団体交渉の開催を求めたが、新国立劇場合唱団は労働組合法上の労働者に該当せず、ユニオンは団体交渉権がないとの理由で拒否された。そのため、ユニオンは、東京都労働委員会に財団の行なった団体交渉拒否に関する不当労働行為救済申し立てを行い、2005年5月、同委員会は不当労働行為救済の命令を発した。翌年、中央労働委員会も不当労働行為救済命令を出した。

しかし、救済命令を不服とした財団は裁判所に対し、救済命令取り消し請求の訴訟を起こした所、地方裁判所ならびに上級審は共に組合側の主張を退け、財団側を支持する判決を発した。その後、最高裁において合唱団員は労働者として認められたが、契約打ち切りや団体交渉拒否が不当労働行為かどうかは高裁に差し戻され、現在、高裁において合唱団員の証言などが行なわれている。

(6)、労働組合による有期雇用嘱託書記の解雇

公務員の組合組織である自治労滋賀県本部において、「労働条件は正規書記に準ずる」との条件で働いていた嘱託書記・清水潤子さんが、期限の定めのない雇用から一方的に一年の期限付きの契約に変更され、年次昇給を廃止され、その後、数度にわたる解雇通告が行なわれてきたが、2008年3月、組合員からの自治労に対する抗議の電話に対応した際の内容を口実に懲戒解雇を示唆され、契約更新を拒否された。

この書記は解雇無効の訴えを起こしたが、一審、二審とも却下された。判決は誰でもあり得る些細なミスを挙げづらい、原告を職務能力に欠け、協調性のない人物だったかのように描き出し、人格攻撃をした上で、「最後の契約更新時の合意事項・指示事項を遵守」しなかったとして雇い止めを有効とした。この裁判所の判決は、労働者が到底素直に従えない厳格な遵守事項を使用者が指示することによって、それを守り切れなかった労働者は勿論のこと、これに反発する労働者も雇い止めにできることになる。この判決は有期雇用労働者が使用者と交渉し、より良い労働条件を勝ち取ろうとする権利を奪いかねない判決であり、明らかに社会権規約第8条1項の(a)に抵触した判決だ。

(7) 転任・戒告・降任処分のあげく免職となった地方公務員

群馬県南牧村で保健師として勤務していた楠恭子さんは、「むし歯予防」を目的とするフッ化物洗口の実施に対し、その安全性と実施方法に疑問を呈した所、地区の歯科医師会から圧力を受けた村当局により、転任処分、戒告処分、そして降任処分を受け、2007年12月、最終的に免職処分となった。

楠さんに対する処分理由は、「公務員としての適格性を抱かせる問題行動が多い」というものもあった。例えば、着用していない他の職員もいるにも拘らず、事務服の常時着用をしなかった。退庁時刻直前に席を立ち退庁時刻にタイムレコーダーに打刻した。降任処分に具体的な処分理由の記載がないため受け取りを拒否したことなど、極めて合理性のない理由であった。

しかし、彼女を排除しようとする本来の意図は、フッ化物洗口の実施に積極的でないとして、村長の決済を得て広報誌に記載された彼女の記事に対する、歯科医師会からの強い非難であった。子どもたちを含む村民の健康と安全を憂慮する保健師に対し、退職強要、仕事の取り上げ、見せしめなど職場からの排除が続けられた。

2003年、保健師は広報誌編集への転任を命じられた際、転任処分取り消し請求の申立てを行ない、南牧村役場には労働組合がないため、保健師は一人でも入れる労働組合に入り、問題の早期解決を目指したが、組合への嫌悪感も加わり、免職処分へと繋がっていった。一方的に職場から排除するこのような人権侵害に対し、司法は転任取り消し裁判には正当な判決を下さず、免職執行停止仮処分請求も却下するなど、人権侵害防止のための盾となっていない。

(8) セクハラ、パワハラ、監禁、暴力、和解を強要する裁判官・救済されない労働者

リコープロダクションプリントソリューションズ・ジャパンの人事部長らは、2009年7月、会議室において夏井香織さんを長時間にわたり監禁し、暴力を振るい、私物を取り上げて、その場で解雇した。その際、夏井さんは「横領犯」の濡れ衣を着せられ、「容認しろ」と無理やり書類にサインを強要されなど、労働者の人格を著しく侵害される陰湿なイジメも受けた。深夜残業を連日強要され、同僚社員と違う差別待遇を受け、女性を蔑視した下劣な言動のセクハラや業務妨害を受け続けた。その結果、彼女は精神的に追い詰められて体調を崩し、心身共に計り知れない傷を負った。

提訴後、一審の裁判官は原告と弁護士を呼び出し、「私個人の意見だが、女性だから将来に傷が付かないように、自ら裁判を取り下げて和解した方が良い。」と30分以上にわたり強要した。予断と偏見に満ちた司法の訴訟指揮が行なわれた。

判決は、「労働者の愚痴と被害妄想で、社会に不正と差別はあって当たり前」とし、原告の申立てをすべて却下した。この判決は、労働者の権利を無視しているだけに留まらず、労働権の剥奪、人格権の侵害、女性蔑視による男女平等の著しい侵害を無視するものである。

日本における女性労働者の企業内の比率は年々減少している。これは景気の低迷から多くの女性が働く環境を失っているからだ。夏井さんは雇用を拒否され、労働権を剥奪されただけでなく、会社から汚名を着せられたことへの不当性を訴えるために提訴した。これらは日本で働く女性の多くに、いつでも起こりうることであり社会問題であるからだ。女性労働者は、単に労働を提供して賃金を受けるだけの

存在ではない。労働権、人格権の侵害と剥奪は、名誉毀損・侮辱・プライバシーの侵害などその感情を害する行為が含まれている。

以上の事例のように、法理や規約を無視して社会や企業からの思想排除が多くの職場で起こっており、司法もまたそれに歯止めをかける役割を果たしていない現状となっている。働く女性の社会的地位の向上やすべての労働者の基本的人権が侵害されないよう、国際規約を遵守するよう日本政府に勧告することを貴委員会に要望する。

日本政府は消防職員の団結権保障を早期に実現せよ **—社会権規約 8 条に関連して消防職員ネットワークからのレポート—**

消防職員ネットワークとは

消防職員ネットワーク（FFN）は、1997 年に結成され、現在約 1000 人の消防職員が加入しています。本会の目的のひとつが、156,000 人の消防職員の悲願である団結権保障を早期に実現することです。会の中心メンバーは、1995 年と 1997 年に ILO 本部を訪れ、ILO 結社の自由委員会のベルナルド・ジェルニゴン氏に団結権保障について要請しています。2008 年には、消防職員ネットワークの会長と役員の一りが ILO 本部で国際労働基準局副局長のカレン・カーティス氏に団結権問題に関する国内問題を訴え、団結権の回復を要請しました。

なお、2010 年 5 月 21 日に総務省で開催された「消防職員の団結権に関するあり方検討会」のヒアリングで、消防職員ネットワークの会長が全国の消防職場の問題を訴え、早期に団結権を回復させるように検討会委員に訴えました。

1 第 99 回 ILO 総会での政府代表演説

細川律夫厚生労働副大臣が本会議場で日本政府を代表して演説し、この中で消防職員の団結権保障問題にふれました。2010 年 1 月に総務省に「消防職員の団結権に関する検討会」を設置し、2010 年秋を目途に検討結果を取りまとめるという内容です。

2 団結権は基本的人権に等しい

「消防職員の団結権に関するあり方検討会」第 1 回で、小川座長が検討会での議論の前提を示しました。「勤労者が団結をして、使用者側とできるだけ対等な形で協議をし、交渉していくというのは、近代労働法制の編み出した社会の基本的なインフラであり、労働基本権は万人に付せられた基本的人権に等しいものであるという認識だけは共有した上でスタートさせていただきたい」と、「団結権を付与する」という前提に基づいた発言をしています。

3 国際人権規約批准時の日本政府の「解釈宣言」は国際法違反

2001 年 8 月 21 日に国連欧州本部でひらかれた社会権規約委員会は、日本政府の第 2

回報告書を審査しました。日本政府代表は、この委員会で、1979年に社会権規約を批准した際の解釈宣言『警察の構成員』には日本国の消防職員が含まれる」という立場をくりかえしました。しかし、日本国には、消防職員が警察の構成員だという法的根拠が存在しません。

1979年に日本政府は、社会権規約と自由権規約を批准する際に、「結社の自由及び団結権の保護に関する条約の批准に際し同条約第8条にいう『警察』には日本国の消防が含まれると解する旨の立場をとったことを想起し、社会権規約第8条2及び自由権規約第22条2にいう『警察の構成員』には日本国の消防職員が含まれると解釈するものであることを宣言する」と、1973年の条約勧告適用専門家委員会と結社の自由委員会の勧告を無視して、上記のような解釈宣言を行いました。政府はこの解釈宣言を撤回すべきです。

4 消防職員委員会制度の問題点

これまで日本政府は、消防職員委員会が団結権の代償措置であると主張してきました。消防職員委員会制度は、消防組織法第17条に基づく職務であり、仕事の一貫です。一方、団結権は憲法第28条で労働者に保障された権利で、これにより労働者が勤務条件に関して当局と交渉する団体を結成できるのです。消防職員委員会とは団結権の機能が異質なので、比較すること自体誤りであると言えます。

消防職員委員会には次のような問題点があります。

- ①「実施することが適当である」となった意見の実施率が低い。
- ②当該市町村の消防長に審議結果にもとづく実施義務がない。
- ③委員会の開催が年1回。
- ④職員が委員会を傍聴することができない。
- ⑤意見提出者が自身の意見を委員会で説明できない。
- ⑥1つの意見の審議の平均時間が約7分間である。
- ⑦議事録を公開していない。

5 なぜ、全国で消防職員が訴訟をおこしているのか

消防職員が勤務条件の改善を求めて訴訟をおこすことがこの数年間に増えています。消防職員委員会や人事委員会（もしくは公平委員会）では解決できないために、やむなく訴訟にいたるのです。団結権が保障されていれば、当局と話し合いを重ねることで職場の問題を改善することができます。

これらの裁判事例は、訴訟内容を区分すると次の3つに分けることができます。

- (1) 自主組織活動を弾圧する消防当局（岡山県・東備消防裁判）
- (2) 消防職員委員会、人事委員会では解決できない（愛知県・稲沢消防裁判、静岡県の富士宮市芝川町消防裁判、茨城県水戸市消防本部）
- (3) パワーハラスメント（千葉県の松戸市消防局と流山市消防本部）

6 地域住民の生命と財産を守るための団結権の回復

消防職員の団結権回復は、消防職員だけの権利保障だけの問題ではありません。消防職場の勤務条件の改善が地域住民の生命と財産を守ることに通ずるからです。また、地域での防災シンポジウムを職員団体として開催できるので、消防の広域化問題や消防力の問題を住民に伝えやすくなり、地域住民の目線で消防行政を進めることができます。つまり、消防職員の団結権回復は、地域住民を守ることに繋がるのです。

公務員ストライキ権一律禁止に対し早急な改善勧告を求める

第8条に関連して

公務員、とりわけ地方公務員的一种である「地方公営企業職員」も含めた、公務員への一律のストライキ権禁止は、未だに継続され、処分の濫用や脅迫めいた「注意」が行われている。個別の対応を含め、早急に改善勧告を求める。

公務員のストライキ権が一律に禁止されていることについては、すでにカウンターレポートで貴委員会に報告され、第2回審査における貴委員会からの最終所見（2001年8月）でも C、主な懸念事項 21 項において懸念が表明されている。この中では「教員を含む政府の不可欠業務に携わっていないもの」への一律禁止が問題であることを例示している。

日本の公務員制度は、国内法によって細分化されている。しかし一方でストライキ権禁止は、政府中枢の国家公務員から末端の、いわゆる現業「非権力的公務員」まで、「すべての公務員」が対象とされている。

岩手県が開設した岩手県立病院で働く労働者によって労働組合（岩手県医療局労働組合）を組織し、県立病院で働く全ての労働者を視野に、そして県立病院を利用する全ての県民の利用しやすい医療機関を目指し労働組合運動をしている。国内法では、「地方公営企業法」（昭和 27 年 8 月 1 日法律第 292 号）が適応。同法第 1 条第 3 項による「全部適用」により職員の身分は管理者を除き「企業職員」（同法第 36 条）とされている。同法第 39 条（他の法律の適用除外）では、企業職員については地方公務員法第 37 条（争議行為等の禁止）を適用しないとし、一方で別の法律、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 289 号）では、第 11 条で同盟罷業を禁止している。

これほど変則的な法律を駆使してまで、公務員という身分に対してストライキ権を禁止していることは、貴委員会の最終所見、公務員制度改革と労働基本権問題での ILO 勧告（2006 年 3 月 29 日）などの国際的な基準から見ても異常な事態であり、早急な改善、場合によっては、こうした地方公営企業からの改善も含めて、対応が求められている。

地方公営企業職員である岩手県医療局職員の労働組合、岩手県医療局労働組合（組合員数 3, 100 人）は、賃金（人事考課・査定昇給）に関する団体交渉、事務折衝を行い、強行実施、一方的実施をしないよう数年に渡る交渉を継続していた。労働組合は、病院職員への人事考課・査定昇給制度は、労働者の働き方が患者中心から上司中心になり患者サービスを低下させ、さらに 1 人ひとりが個別評価で分断され、バラバラにされることを問題にした。しかし、残念ながら交渉が行き詰まり決裂した。当局が一方実施を宣告したため、2007 年 11 月 14 日に、組合員の総意で、最大 15 分の「時間内集会」（ストライキ）を実施したところ、翌年 1 月 16 日に中央執行委員 15 人に懲戒処分を行った。さらに懲戒規程にもない文書による注意を、「時間内集会」に参加した全ての組合員（約 1, 000 人）に行い、労働組合活動への干渉を強行した。

教育格差を拡大・固定化させる日本の高教育費負担政策

—第 13 条-2 項『後期中等教育及び高等教育の無償化等』について—

教育費の家計負担は重く、親の経済力によって教育の機会が均等に与えられない

日本の教育費の家計負担の重さについて、OECD の調査（OECD Education at Glance2011）によると GDP に対する教育費の公費負担割合は、全教育段階で 3.3%、高等教育段階で 0.5% と、いずれも OECD 加盟国の中で最低水準にあります。現在、大学の初年度納付金は国立大学 82 万円、私立大学では平均 131 万円を越え、「大学に受かっても入学金が払えず断念した」「授業料が払えず、進学をあきらめた」「アルバイト生活に追われ学業に専念できない」等という青年・学生が相次いでいます。その結果、東京大学が行った調査（2005-2006 年）では、年収 200 万円未満の家庭の高校生の 4 年生大学進学率が 28% なのに対し、年収 1200 万円以上の家庭では 62% と倍以上の格差が生まれ、親の経済力によって、教育の機会が与えられない事実を示しています。

全日本学生自治会総連合が実施したアンケート「学費・雇用黒書」（48 学園 3977 人の声）では、一般家庭の収入は減り続け、家計はもはや限界で、家計の貧困が学生生活の貧困に直結している状況が浮き彫りとなっている。「進学・在学が家計を圧迫」「家族や親戚に苦勞をかけている事への申し訳なさや感じていると答えた人が 40% 近くいて、「食費を削る」「奨学金で学費を払い、アルバイトで生活費を賄う」「書籍の購入を控える」「アルバイトで睡眠時間を削る」などじっくり学ぶこともできない。

「将来の返還が心配で利用できない」—返還義務のある有利子ローンの奨学金制度

日本には「教育の機会均等」を保障する制度として、日本学生支援機構の奨学金制度

があり、現在大学生の3人に1人が利用していますが、日本の奨学金制度は給与制ではなく、すべて返還の義務があるローンです。無利子奨学金が基本とされてきましたが、近年、利子付の奨学金ばかりが拡大し事業費の75%は有利子となっています。貸付金額も高額になり、月額貸与12万円を大学4年間に借りた場合、返済総額は775万円（金利3%の場合）にもなります。20代後半（25才～29才）の年収は254万円（国税庁「民間給与実態統計調査」2010年分）であり、年収の約3倍の借金を卒業時に背負うこととなります。さらに、2010年4月より奨学金の返還を3ヶ月滞納すると個人信用情報機関に通報され、クレジットカードやローンの利用ができなくなる制度が導入され、低所得世帯の学生・生徒ほど「将来の返還が不安で利用できない」という声が上がっています。

「お金の心配なく学びたい」は多くの学生の願い

日本政府は第3回政府報告の中で、中等・高等教育における無償教育の漸進的導入を定めた国際人権A規約（社会権規約）13条2項（b）（c）を「留保」していることについて、「(独)日本学生支援機構、地方公共団体及び公益法人等」の奨学金事業によって教育を受ける機会が確保されていると説明してきました。日本政府は同規約13条2項（e）「適当な奨学金の設立」を批准していますが、その奨学金制度は上述のような実態から、「機会の平等」を実現しているといえません。青年・学生が安心して教育を受けるためには、将来に重い負担を背負わせるローンではなく、返還の必要のない給与制奨学金制度の導入が必要であり、教育無償化に踏み出すことが緊急に求められています。教育の無償化を求める世論の高まりから、日本政府は2012年2月9日の国会答弁で「留保撤回」を明言しました。一刻も早い「撤回」を求めるとともに、国際公約となる無償教育の漸進的導入が確実に実行されることを求めます。日本政府が「教育の機会均等」を実現し、国民の「教育を受ける権利」を保障することは、世界有数の経済力を持つ国の国際的責務でもあり、関係諸機関に対し日本政府への働きかけをお願いいたします。

朝鮮学校を「無償化」から適用除外し続ける日本政府

2010年、高等学校の授業料の無償化が実現しました。しかし、日本にある朝鮮学校はその対象から「当面除外」され、その後今に至るも無償化が見送られています。最初の理由は、当時の拉致問題担当大臣からの要請で、その後は北朝鮮の砲撃事件が理由で、そしていまは、金正日総書記の死去で「北朝鮮の今後の体制で判断」と言い出しています。この間、2つの民族学校がいとも簡単に無償化されています。明らかな民族差別です。

民主党政権は、高校無償化に伴い、16～18歳の特定扶養控除の上乗せ分をしました。そのため、朝鮮学校に子どもを通わせている親は、無償化されていないにもかかわらず

らず、税金を多く支払うことになりました。

高校無償化の条件は、「高校の過程に類する」カリキュラムがあることとあり、あくまで客観的基準を満たせばいいということです。また、教育基本法では教育内容への介入を禁じており、私立学校法で自由な宗教観や歴史観に基づく授業が保障されています。

この問題では、2010年3月に行われた人種差別撤廃条約の第3～6回日本審査で、朝鮮学校無償化除外を懸念し、「教育機会の提供に差別がないように」との勧告が出されています(パラ22(a))。日本政府に対し、早急に是正を働きかけていただきたい。

東京都の教育現場における国旗国歌強制による教育権、労働権の侵害

1、はじめに

東京都教育委員会は、全都立高の教職員に対して、卒・入学式の国歌斉唱時に起立・斉唱・伴奏せよとの「職務命令」を校長を通して発令させ(2003年「10・23通達」)、従わなかった教職員を命令違反で懲戒処分してきた。2003年以降、その数は437人に達した(2011年5月現在)。

日本の国歌『君が代』は、旧憲法下の軍国主義・全体主義時代から連続して使われ、歌詞も「天皇の御代は末永く繁栄するように」とのまま変わっていないので、学校で強制的に歌わせることに国民の中に保護者・生徒も含めて広範で根強い抵抗感がある。処分された教員は、平和と人権を尊重する教育上の信念から、国歌斉唱時に静かに座っていただけである。

このことは、教員個人の思想・良心・信仰の自由を侵害している点で自由権規約第18条違反であるにとどまらず、懲戒処分を引き続く様々な労働権の侵害を引き起こしているばかりか、生徒の平等に教育を受ける権利の侵害にも及んでおり、社会権規約2条・6条・7条・13条違反であることを報告する。

2、子どもの「人格の尊厳を尊重する教育」への権利(13条1項・3項違反)

東京の学校には、様々な民族、宗教、政治的意見に違いのある生徒が通っており、各々の思想・良心の自由や意見表明権は尊重されなければならない。子どもたちと直接人格的接触を持つ教員に対する画一的「起立斉唱」の強制は、必然的に生徒たちの精神の自由に圧迫を及ぼし、人間の尊厳を傷つける事態を引き起こしている。

(1)「内心の自由」の説明の禁止

生徒・保護者の民族、宗教、政治的意見の違いなど多様性を尊重するため、大半の高校では卒業式の前に「内心の自由は尊重されます」との説明を行ってきたが、都教委は式直前にこのような説明を行うことは「不適切」として禁止し、説明を行った教員らを「厳重注意」処分にした。

(2) 生徒を「起立斉唱」させる間接的圧力

卒業式で不起立の生徒が多い学校があると、都教委は担任を指導不足または学習指導要領違反であるとして「厳重注意」処分にした。同時に、全都の教員向けに「生徒を起立斉唱させる指導を徹底せよ」との趣旨の通達・通知を出した。

(3) 生徒への「起立斉唱」の直接的強制

2005年度以降の教員への「職務命令」の中には、国歌斉唱時に不起立の生徒が居た場合、立たせるように指導することが含まれており、「指導」の名の下に生徒の人権を踏みにじるが行われている。

A高校では、卒業式で国歌斉唱時に着席した生徒たちに対して、教頭が直接手をかけて立たせようとした。教頭は、後日その生徒たちを呼び出して、着席した理由や背景を問い糾すなど生徒の内心の自由に圧力を加え続けた。

B高校では、卒業生のほとんど全員が着席したことに対して、都議や管理職が、生徒たちの「意見表明権」を無視して「起立」を促す怒鳴り声を上げた。生徒たちが従わなかったため、担任教員らが「煽動」したのではないかと都教委と警察から取り調べを受ける事態に発展し、また開会式前に保護者に不起立を呼び掛けた退職教員一人が刑事告発された。

C小学校では、予行で起立しなかった生徒が担任から給食の時間に呼ばれ理由を問い糾された。それを見ていたもう一人の生徒は不安で食事がのどを通らなくなり夜も眠れなくなった。二人ともキリスト教の信仰を持つ生徒である。卒業式で一人は起立し一人は不起立を貫いた。心配した二人の保護者が学校に抗議をしたが謝罪は得られなかった。

(4) 「国旗国歌」について生徒が自由に議論し意見を発表することを都教委が禁止した

D高校では生徒会主催で「国旗国歌」について討論会を行い、校長や教員も参加した。これを都教委が問題視し、教員全員から事情聴取した上で、不適切な話し合いだったとして生徒会顧問の教員と教頭を「厳重注意」処分にした。その後予定されていた生徒会の討論会は中止になった。

E高校の卒業式の「答辞」の中に「強制・圧力」に触れた文言があったことに対し、都教委は校長に、生徒の選出過程、家庭環境、煽動した教員の有無を調査させた。

(5) 信仰の違い、民族・国籍の違いから、自主的に卒業式への出席を回避する生徒・保護者も現れた

マイノリティへの配慮を欠いた画一的なやり方は、彼らの式典への参加権を侵害している。F高校では、卒業式の前日に保護者と生徒が校長室を訪れ、信仰上の理由で卒業式を欠席する意志を伝えた上で、当日欠席した。

G高校では、卒業式に国歌斉唱が終わってから一人遅れて入場してきた生徒がいた。外国籍の生徒で、「君が代」の起立斉唱をしたくなかったからである。

(6) 養護学校では、生徒の生命・安全よりも国旗国歌の方を尊重する卒業式のあり方が

顕著に見られる

H養護学校で、国歌斉唱中に、筋ジストロフィーの生徒の人工呼吸器のアラームが鳴って看護師が駆けつけたところ、教頭は看護師に生徒にかまわないで起立することを厳しく命じた。

I養護学校の予行の時、トイレに行きたいとサインを出した子どもがいた。副校長は、本番にはおむつを着けるように命じた。

J養護学校の予行の時に、最重度障害の生徒を、安全で楽な姿勢で臨めるように教員が座って抱きかかえていたところ、校長は本番では「生徒を放置して起立する」か「生徒を参加させない」かいずれかをとるように命じた。

以上の事例は、生徒が卒業式という「逃れられない場」において、国旗国歌への敬意表明を事実上強制されていることを示している。このことは、国旗国歌の取り扱いも含めて卒業式を生徒が主体で行う生徒固有の自由を侵害しており、規約13条1項、3項に違反する。

教育の目的とは、『A規約一般的意見第13』のパラグラフ4には、「あらゆる教育は第13条1項にあげられた目的及び目標を指向することに同意している」、そして「最も基本的なのは『教育は人格の完成を指向』するということ」とある。

教育の自由について、同パラグラフ28には、「特定の宗教又は信念を教えることを含む公教育は、父母及び保護者の希望に適合する非差別的な免除又は替的手段が講じられない限り、第13条3項に合致しないことに留意する」とある。

学問の自由について、同パラグラフ38には「教育部門のすべての職員及び生徒が学問の自由についての権利を有している」とある。

これら規約の精神に基づくなら、学校・教育の場における問題の解決は、権力的・権威的な方法、上意下達・命令服従による解決ではなく、子ども・親（保護者）・教職員など当事者の参加により「教育と人権の論理」でなされるべきであることは明らかである。そしてそのような仕事こそ教員の本来的「職務」であるにも関わらず、子どもの教育権を守るために行動した教員は、以下に述べるように様々な迫害を受けている。

3、教員の公正かつ良好な労働条件を享受する権利の侵害（7条違反）

教育上の信念から起立斉唱しなかった教員に対して、ただ「職務命令」に従わなかったという形式的理由で、懲戒処分がなされ、引き続いて次のような不公正な待遇がなされている。

(1) 経済的不利益から仕事の剥奪へ

1回目の不服従に対する戒告処分は、昇級延伸3ヶ月・勤勉手当10%カットが伴う。その後回数を重ねるごとに処分量定は、減給10分の1・1ヶ月、同6ヶ月、停職（無給）1ヶ月、同3ヶ月、同6ヶ月と累積加重している。停職になるとその期間

は、教壇に立つことを許されず、生徒との接触が断たれる。

(2) 昇給の機会を奪われる

2000年度から導入された「業績評価制度」は、待遇と連動するものであり、教職員組合との合意なしに導入された点で、そもそもILO・ユネスコ勧告64項に違反している制度である。この制度の下で不服従者は、どんなに業績を上げてもABC DのCDにしか位置づけられず、昇給が遅れたり、ボーナスカットされるなど不利益を蒙る。

(3) 昇進の機会を奪われる

2009年から一般教諭が主任教諭と教諭に2分化されたが、不服従教諭はそれだけの理由で主任教諭に合格しない。また合格していても、その年度の卒業式に不起立だったため合格を取り消された例もある。生涯賃金で1600万円の格差が生じる。

(4) 仕事の配置における差別

クラス担任は、教員なら誰でもやる基本的でかつやりがいのある仕事分担である。ところが、校長は毎年、「起立斉唱」の命令に従うことを要求し、約束しないと希望しても担任をやらせてくれない。その結果、7年も担任から遠ざけられている人もいる。担任になっても入学式で不服従行動を取ったら2年に進級する時に担任を降ろされた例や、担任に決まっていたのに卒業式で不服従だったため配置換えになってしまった例もある。

(5) 病休者の増加

東京都の教員の病気休職者数が、2003年以降急増しており、2009年(786人)には2002年(299人)の2.6倍に達した。そのうち約7割(532人)が精神疾患でその増え方は3倍を超える。同じ時期、全国の教員の病休者の増え方は1.6倍、精神疾患は2倍であり、東京都の増え方は傑出している。また、東京都ではここ数年定年前早期退職者も増える傾向にあり、被処分者の中に大変多くなっている。これらはいずれも、2003年以降教育行政の急変により東京で働く教員の労働環境が悪化していることの現れである。

4. 教員の労働権の侵害(6条違反)

宗教・政治的意見などの違いを理由とする職場における差別的待遇は、基本的な働く権利の不当な侵害にも及んでいる。

(1) 定年退職後の継続雇用制度からの排除

東京都には、60歳定年制度の導入の代償措置として、「継続雇用」を前提とした再雇用制度を1985年から導入している。しかし、再雇用教員は、たった1回の不起立で雇い止めされ職を失った。また、再雇用に合格していた教員も、たった1回の不起立で合格を取り消され、職を失ってしまった。また、過去5年間に1回でも不起立した者は、必ず不合格で継続雇用を拒否され、職を与えられない。その数は60名

を超えている。

日本政府は「第2回報告書」(2009)において、パラグラフ50に対する回答として、年金支給年齢の引き上げに伴い「①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の義務付けによる65歳までの安定した雇用の確保…を盛り込んだ『改正高年齢者雇用安定法』を制定した」(p20)と述べているが、東京都の施策はこの精神を踏みにじるものである。

(2) 職業選択の自由の侵害

教員になりたい者は、「日の丸・君が代」に敬意を表することが条件とされる。キリスト教信仰を持つある学生が教員採用試験に合格し配置校も決まっていたにも関わらず、入学式前の打合せで校長に起立できないことを告白したところ、採用を辞退させられる事例も起こっている。

現職の教員も、毎年卒入学式のたびに「国家忠誠度」をテストされており、処分が累積すると職を失いかねない状況まで追い詰められている。

5. おわりに

不利益を蒙った教員を中心にこれまで21件の裁判が提訴され、2012年1月までに10件の最高裁判決が出たが、教員に対する懲戒処分の一部を裁量権の逸脱とする判決は出たものの、起立斉唱を命ずる職務命令は憲法19条(思想・良心の自由)違反ではないと判断され、「教育への権利」については判断がなされていない。

締約国は、「教育への権利」を保障する義務を負っている。

具体的義務として、『A規約一般的意見第13』のパラグラフ49に「すべての段階の教育制度のカリキュラムが第13条1項にあげられた目的を指向することを確保するよう求められる」とある。

同パラグラフ59には、規約13条違反の事例として、「教育の分野において、いずれかの禁止事由に基づいて個人又は集団を差別する立法を導入すること、又はそのような立法を廃止しないこと」、「第13条1項に掲げられた教育目標に合致しないカリキュラムを用いること」、「職員及び生徒の学問の自由を否定すること」などがあげられている。

これらに照らすなら、子どもの学習権や人格形成の自由、思想良心の自由を保障して、侵害行為があればそれを排除することこそ、究極的な教育目標達成のための教員の本来的「職務」であって、起立斉唱できない子どもに寄り添う教員の行為もまた職責上必要かつ正当な行為であり、これらが処分に値するものではないことは明らかである。

従って、卒業式における教員の本来的「職務」の遂行を、「カリキュラム」(学習指導要領)を名目に制約している現行の「10・23通達」は、実質的に生徒の「人格の完成を指向する」教育の目的を逸脱しているものであり、直ちに撤回されなければならない。

以上の事実に基づき、学校教育の場における教員、生徒の思想良心の自由を、国際水準レベルで保障するために、下記のことを要望する。

- 1、「人格の完成」と「基本的自由の尊重」を目指す13条の「教育の目的」に照らして、生徒の思想・良心・宗教の自由を侵害する国旗国歌への敬意表明の強制を公権力として行わないよう勧告してください。同様に、生徒との人格的接触を通して思想形成に影響を与える教員に対し懲戒処分をもって国旗国歌への敬意表明の強制を行わないよう勧告して下さい。
- 2、卒業式・入学式等の学校行事の運営に当たっては、生徒や生徒会を決定過程の重要なメンバーとして、意見表明や参加の機会を与え、十分な説明と協議を行って生徒の納得を得られるように努力し、学校側の意向を一方的上意下達で強制しないように勧告してください。
- 3、国旗国歌に対して敬意を表さなかった教員に対する懲戒処分の取り消しと、それに伴う諸々の労働条件上の不平等な取り扱いを改めるよう勧告して下さい。

日本国における過労死・過労自死(自殺)の現実は 社会権規約7条(b)、(d)の違反である

はじめに

2001年の第2回日本国政府報告審査の折にも、政府報告に対するレポートを提出した。その問題意識は、自由権規約8条に謳う「隷属状態・強制労働の禁止」に関して、日本国政府は、日本国においては基本的には「問題なし」の見解であることへの異議申し立ての性格を持つものであった。それは日本の労働者の置かれている労働条件・労働環境の象徴的現実である過労死・過労自死(自殺)について、政府はなんの検証もしていないことに対するカウンターレポートであった。その後、12年の歳月を経過したが日本の現実は、その当時と全く変わらないどころか悪化した側面さえある。14年連続(1998年～2011年)で自殺者が3万人を超え、過労死・過労自死の労働災害申請、認定数はこの間、高止まり状況である。労働者の過労死・過労自死という不幸な死は、減少の傾向にいささかもなっていないのである。ここに改めて過労死・過労自殺の根絶のためにレポート提出し、社会権規約7条(b)「安全かつ健康的な作業条件」、(d)「休息、余暇、労働時間の合理的な制限、定期的な有給休暇」の立場から過労死・過労自殺問題について日本政府に強い勧告を要請するものである。

1、驚くべ長時間労働の放置

日本国における労働時間を規定する法律は労働基準法である。その32条は「労働時間は休憩時間を除き、1週間について40時間、1日について8時間を越えてはならない」

と規定している。違反すると罰則が事業所に課せられる。そして労働基準法 36 条においては労働者代表との間で協定(36 協定)を結び、所轄の労働基準監督署に届け出た場合は、労働時間を延長し、または休日に労働させることが出来るとされている。しかし延長すべき時間については 1997 年労働省(当時)告示によって基準を提示している。1 週間の限度時間は 15 時間、2 週間は 27 時間、1 ヶ月は 45 時間、1 年間は 360 時間となっている。ところがこれを越えて労働時間を延長する特別の事情が生じたときはさら延長できるものとしている。このようにして特別延長時間として限りなく時間外労働が延長されるのである。下記の表は日本経団連の会長・副会長歴任者出身企業の 36 条協定の実態である。これは株主の立場から企業の社会的責任(CSR)を求めて活動している NPO 株式オンブズマンが、労務上のコンプライアンスの現状を把握するために所轄の労働局を通じて得た情報である。

(表参照)

日本経団連 会長・副会長企業の36協定の概要		2009年4月21日				過半数代表者
企業名	協定成立日	延長することができる最大時間				
		1日	1か月	3か月	1年	
キヤノン	08/8/29	15時間	90時間	—	1080時間	労働組合
トヨタ自動車	08/8/24	8時間	80時間	—	720時間	労働組合
新日本製鐵	08/3/6	8時間	100時間	—	700時間	労働組合
新日本石油	08/3/31	—	100時間	—	480時間	労働組合
三菱商事	08/3/26	5時間	43時間	—	360時間	労働組合
パナソニック	08/3/31	13時間45分	100時間	—	841時間	労働組合
第一生命	08/3/26	—	45時間	—	360時間	判断不能
三井物産	08/3/26	12時間45分	120時間	—	920時間	労働組合
東レ	08/9/29	—	160時間	—	1600時間	労働組合
みずほFG	08/8/31	11時間	90時間	—	900時間	従業員代表
日立製作所	08/3/26	13時間	—	400時間	960時間	労働組合
三菱重工業	08/3/31	13時間30分	—	240時間	720時間	労働組合
野村H	08/3/21	8時間	104時間	—	360時間	従業員代表
全日本空輸	08/3/31	7時間	30時間	—	320時間	労働組合
三井不動産	08/3/31	4時間30分	90時間	—	360時間	労働組合
東京電力	08/9/26	12時間10分	100時間	—	390時間	労働組合

(出所)株主オンブズマンによる情報公開請求により所轄労働局から公開された36協定。

日本を代表する、かつ日本の経済界をリードする大企業が労働基準法の規定をはるかに超えた 36 条協定を労働組合と締結しているという実態が示されている。労働組合がその不法不当な協定に合意し、かつ所轄の労働基準監督署がその 36 条協定を指導し訂正を求めることなく受理しているというゆゆしき結果が示されている。前日本経団連会長のキヤノンでは、1 日 15 時間の時間外労働協定を成立させている。トヨタ、新日本製鐵は 8 時間である。よく知られているように 2001 年厚生労働省は「脳血管疾患及び

虚血性心疾患の認定基準」を発した。いわゆる過労死の労災認定基準である。そこには脳・心臓疾患の発症1ヶ月前に100時間以上の時間外労働、発症の2ヶ月前から6ヶ月前に渡って、1ヶ月平均80時間の時間外労働を行っている労働者が脳・心臓疾患を発症した場合は、ほぼ過労死として労災認定されることになっている。新日本製鉄、新日本石油、パナソニック、三井物産などは100時間を越え、東レに至っては160時間である。月あたり45時間を越える長時間労働は労働者の余暇時間を奪うだけでなく、睡眠時間を大幅に削られ、心身の過労の蓄積のなかで循環器疾患発症の引き金になることは広く知られている。それ故、厚生労働省は1カ月あたりおおむね45時間以上の時間外労働を盛り込んだ36条協定の届出に当たっては企業を指導し、改善させることが建前になっている。しかし機能は全く働いていないのである。こうした状況の放置こそ過労死の悲劇が減らない理由である。

2、過労死・過労自殺は高止まりのまま

過労死・過労自殺の最近の労災申請及び支給決定状況は以下のとおりである。

①過労死(脳血管疾患・虚血性心疾患)の

②精神障害等の労災補償状況

労災補償状況(件)			*()は自殺(未遂を含む)件数		
年度	請求件数	労災支給決定数	年度	請求件数	労災支給決定数
2006年	938	355	06年	819(176)	205(66)
07年	931	392	07年	952(164)	268(81)
08年	889	377	08年	927(148)	269(66)
09年	767	293	09年	1136(157)	234(63)
2010年	802	285	2010年	1181(171)	308(65)

①の過労死については請求件数と支給決定件数は確かに減少している。それは労災の認定率が40%強であることや認定申請作業の煩瑣が申請を思いとどまらせることもある。しかし減少傾向になっているとは決して言えない、高止まり状況である。

②の精神障害等の労災の申請数はついに4桁の数となった。職場での長時間労働の蔓延、パワハラ、セクハラなどのいじめ、嫌がらせなどの増大がその背景にあると言える。増大し続けることの深刻さをしっかりと受け止め、企業や政府レベルの抜本的な対策が求められるところである。

3、過労死・過労自殺等の防止の新たな動向

2008年11月の労働弁護団総会において『過労死等防止基本法』(防止基本法)が採択された。そして2010年10月には「ストップ 過労死!～『過労死等防止基本法』制定を求めて～」の国会議員会館での院内集會が開かれ、多くの国会議員へ過労死・過労自

死の遺族が訴えを行い、こうした悲劇を1日も早く日本の職場から社会からなくしたいとの思いを伝え、国会での「過労死防止基本法」の制定を強くアピールした。そして2011年11月17日には「過労死防止基本法」制定のための実行委員会が結成され、広く世論を喚起するために100万人署名が提起され全国で取り組まれている。その署名の「請願内容」は

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること
 - 2 過労死をなくすために、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
 - 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと
- となっている。過労死防止のために国民的な世論を作る取り組みが着実に前進をしている。

4、いま政府や企業がやるべきことは

過労死・過労自殺は、先に見たように社会権規約7条、自由権規約8条が蹂躪されていることの象徴的な実態である。従って以下の施策を日本国政府は緊急に、かつ強力に推進すべきである。

- (1) 「過労死等防止基本法」制定の促進
- (2) 時間外労働時間規制の法制化、違反企業への罰則強化
- (3) 全ての企業が法遵守(コンプライアンス)の立場を徹底させるために、行政としての指導、監督の強化

以上の内容を実現するために貴委員会から日本国政府に勧告していただきたいことを申し入れるものです。

アスベスト被害は国の責任、命あるうちに解決を 第7条(b)、第12条(b)に関連して

大阪・泉南アスベスト訴訟とは

大阪府の泉南地域は、約100年にわたる全国一のアスベスト産業の集積地。パッキン、石綿布などの石綿紡織品の製造を中心に、戦前は戦闘機や軍艦などの軍需産業を、戦後は自動車や造船など高度経済成長期の基幹産業を下支えしてきた。下絵家の中小零細・個人事業主が多く、労働環境は劣悪。工場内はもちろん工場の外までが石綿で真っ白。こうした中で、戦前から現在まで、地域ぐるみのアスベスト被害が広がった。

石綿関連疾患は、通常、曝露から10～50年もの潜伏期間を経て発症する。石綿肺は、進行すると咳や痰、激しい息切れに苦しむ不治の病。肺がんは、タバコとの相乗効果でリスクが50倍になる。中皮腫は発症から1～2年でほとんど死亡するといわれる。

石綿による病気はいずれも有効な治療法がない。

2006年5月、石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などが、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起した（第1次訴訟、被害者26人）。2010年5月、大阪地裁は全面的に国の責任を認めたが、国は控訴し、2011年8月、大阪高裁は国の責任を否定する不当判決を言い渡し、現在、全員が最高裁に上告している。

第2次訴訟（被害者33人）は2012年3月28日に大阪地裁で判決を迎える。

大阪高裁の不当な判決

1、生命・健康よりも石綿の有用性、産業発展を重視

「生命・健康は最も尊重されるべき」であるにもかかわらず、高裁判決はこれを投げ捨て、産業発展によって生命・健康が犠牲になってもやむを得ないと判断。たとえば、生命や健康、生活環境への「弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり・・・厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害する」と判示した。

2、労働実態を無視し、被害発生を零細事業者や労働者の責任に

零細事業者や労働者は、激しい石綿粉じんのなかで、朝ら晩まで汗まみれになって働き続け、石綿肺や肺がんになった。

高裁判決はこのような実態を無視し、石綿の危険性を認識していたのに防じんマスクを着けなかった零細事業者と労働者が悪いと判断した。

石綿の発がん性などの危険性情報は、国が独占的に収集、把握し、それを公表せず、隠匿までしていた。被害発生を零細事業主や労働者に押し付けるのは余りに不公平、不公正である。

3、じん肺訴訟、公害訴訟の到達点を根底から覆す判決

「生命・健康の保持は経済的利益より優先する」、これは数々の公害訴訟やじん肺訴訟で確認されてきたことである。また、国は医学的知見や科学技術の発展に則して「できるだけ速やかに」「適時かつ適切に」規制権限を行使すべきである。このことも最高裁で確認されている（筑豊じん訴訟や水俣病関西訴訟）。大阪高裁の判決は、定着した司法判断に真っ向から挑戦するものである。

国は、危険なアスベストを吸い込む劣悪な労働環境を放置し、社会権規約第7条（b）「安全かつ健康的な作業条件」、同12条（b）「環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善」を怠り、労働者、地域住民の健康を享受する権利を侵害した。

こうした国の不作為を訴えた裁判で、大阪高等裁判所は上記のような不当な判決を下したのであり、社会権規約第7条（b）と第12条（b）に違反する。

社会保障への権利に関連して 第九条

日本政府の第2回報告書に対する社会権規約委員会の勧告

経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解のなかで、年金については、「受給年齢が60才から65才に段階的に引き上げられることから、締約国が、65才未満で退職する人々を対象として社会保障手当を確保するための措置をとるよう」また、「締約国が国の年金制度に最低年金額を組み入れるよう、」さらに「年金制度において根強く残っている事実上の男女格差を可能なかぎり最大限に是正するよう」勧告しました。これらの勧告は、日本の公的年金制度の決定的な欠陥を正しく指摘したものでした。この勧告から10年がたちましたが、日本の公的年金制度は改善されず、多くの高齢者が大変苦しんでいます。

高齢者の状況

高齢者の生活はますます悪化しています。政府の調査によりますと(2012年10月)、日本の高齢者(65才以上)は2958万人で総人口に占める割合は、23.1%です。高齢者のうち年金権をもたない人は、118万人になり、約1300万人の高齢者が月額10万円以下の年金しか受けていません。日常品の物価が高い日本では、これでは、最低限度の生活水準を保つための必要品を買うのにも足りないぐらいです。40~50年前までは、日本では大家族制が主流であり、ほとんどの人が子どもの支援に頼ることができました。しかし、家族制度のあり方は急速に変化しています。いまや、子どもたちが老臣を支援することは困難です。現在の状況では、年金がないことは、文字通り生きる権利を脅かします。最近、高齢者が餓死するという痛ましいニュースが、たびたび報道されます。ホームレスの高齢者が多くなっています。

男女の年金格差はひろがったままで、高齢女性が、まともな生活を維持するために苦闘しています。ほとんどの女性が平均でわずか47,000円の国民年金しか受給しておらず、厚生年金を受給していても、男性が月額17万円に比べて、女性は10万円です。夫に先立たれると、女性は遺族年金に頼ることになり、困窮に直面します。施設や家庭で高齢者が虐待を受けているということが新聞などで報道されています。こうした高齢者を助けるために、高齢者人権条約の制定を望みます。

社会保障と税の一体改革

社会保障と高齢化のための財政が拡大していることを理由に、政府は消費税を10%に引き上げるとともに、社会保障を改悪しようとしています。この「社会保障と税の一体改革」が、現在日本では、大きな社会的政治的争点になっています。この「改革」は

国内経済を悪化させると同時に人々の生活を大変悪化させるでしょう。

問題になっている年金改革

なかでも、もっとも大きな問題は年金改革です。政府は、現在の年金制度を根本的に変えて、最低保障年金をつくと提案しました。しかし、政治的な不安定要素もあり、政府はこの案を事実上棚上げしようとしています。その代わりに政府は、物価スライドによる年金引き下げに加えて、3年間で年金給付を2.5%引き下げつととしています。そして、その3年の後には、「マクロ経済スライド（保険料納付者の減少と高齢者の平均余命の伸長を率になおしたもの）」で毎年、年金引き下げを実行しようとしています。もう一つの年金改革は、現在まだ65才までの引き上げの途中であるにもかかわらず、さらに年金の受給年齢を引き上げることです。これは、高齢者の雇用の機会がますます悪化しているなかでは、とんでもないことです。年金財政の改善はなによりも若い労働者がもっとまじな雇用の機会をもつことが決定的に重要です。ところが、ますます多くの労働者が低い賃金と臨時的な雇用しか得ていません。

危機におちいる医療制度

日本は、すべての人がカバーされ、平等な医療サービスを受けられる、医療保健制度を世界に誇っていました。経済的、社会的および文化的権利に関する国際条約は、その12条で、「到達可能の最高水準の肉体的精神的健康を享受する権利」を規定しています。人権の観点からは、人々は、その収入の多寡にかかわらず、適正で平等の医療サービスが保障されるべきです。日本ではみんながその考え方をもっていました。ところが、いま、深刻な状況がひろがっています。農村地域では、多くの病院が医師不足で消えています。看護師が過労死しています。小児科や産科医院がまったくない町もあります。一方、ますます多くの人々が保険料を払えないため、保険証がもらえず医療サービスが受けられないでいます。国中で、国民健康保険加入者の20.8%が保険料を払えないでいます。NHKの報道によると、手遅れになるまで医者にかかれず死んだ人は475人にのぼります。

後期高齢者医療制度

高齢化による医療費の支出を抑えるために、政府は2008年に、国民の反対を押し切って、後期高齢者医療制度を設立しました。75才以上の人はずべて、自分で医療費に一定部分を保険料で払うことを強制され、高齢者には安い治療をおこなうようにしました。民主党はこの制度に反対していましたが、政権をとってからは、廃止のために努力しようとしていません。この制度は、高齢者だけに異なる制度を押しつけ、低水準の医療をほどこそうとする点で、明確に人権に反するものです。

必要な人が使えない介護保険制度

日本で介護保険制度が発足してから10年になります。それでもなお、現在、介護が原因で自殺や心中する人があとをたちません。介護保健制度を使うためには、人々は必要とする介護の水準を認定してもらわなければなりません。その認定度が実際に必要とするものと合わない場合もしばしばです。また、しばしば家族のなかで介護をしてくれる人がいない場合もあります。しかし介護施設は不足していて、42万人の待機者がいます。施設の利用料も高価です。介護の利用料はその1割を当事者が払わなければならないので、それが払えないと、必要でも介護を利用できません。もう一つの大きな問題は、介護職員の不足です。介護事業所も営業がなりたらず撤退するところもあります。介護報酬の改善、介護施設の増設、家族の介護への支援、介護の利用料の引き下げ、これらのための国庫負担の増額が必要です。

最後のセーフティネットとしての生活保護

生活保護法は、日本の憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にもとづいています。しかしながら、政府は、高齢者のための生活保護の加算金を廃止しました。この廃止にたいして、集団訴訟が起こされ、110人の高齢者が参加しています。残念なことに、最高裁判所は、今年3月、この訴訟を棄却しました。政府は、さらに、生活保護制度を改悪しようとしています。

日本政府が救わない「たくさんの救える命」がある 規約第7条、第9条、第11条、第12条に関連して

先進刻のなかで群をぬいて高い日本の自殺率

「こんなだめ息子でごめん いじめられてもう生きていけない」

いじめを苦に自殺で亡くなったある少年の遺書である。数年前に、13歳の子どもが自ら、しかも謝りながら命を絶たざるを得なかった現実、実は大人社会の映し鏡。大人たちの自殺と根は同じなのである。「ダメな父親でごめん」「仕事のできない部下で申し訳ありませんでした」など。大人たちもまた、社会的に弱い立場にいる人たちが、過労やパワハラ、多重債務や介護疲れ、孤立や貧困といった社会的要因によって、日々自殺へと追い込まれている。

一日80~90人、年間3万人。しかもそれが13年間もずっと、である。この日本の自殺の現実、日本社会の「命のあり方・扱われ方」の象徴と受け止めるべきだろう。なぜと言って自殺は、「避けることのできる死」だと世界的には言われながら、日本では社会的な対策が立ち遅れているため自殺率が高止まりを続けているからだ。日本の自殺

率は、米国の2倍、英国の3倍と先進国の中で群を抜いて高い。

「生き心地のよい社会」を

2006年10月には、自殺に追い込まれる人のいない「生き心地のよい社会」を目指そうと、自殺者遺族の声が大きく後押しする形で、自殺対策に関する初めての法律（議員立法）、自殺対策基本法ができた。自殺を社会的な問題として位置づけ、官民が一体となって総合的な対策に乗り出すための根拠法である。

基本法では、自殺対策の実施を国や自治体の責務とし、自殺に追い込まれていく個人だけでなく、人を自殺に追い込む社会をも対象とした総合対策を実施するとしている。

関係者同士の連携の重要性、自殺未遂者や自殺者遺族への支援の必要性なども謳われており、なるほどその内容は高く評価できる。「救えるはずの命」を社会全体で支えていくための足場が、これでできたことになるわけだ。

不十分な政府の施策

しかし、実際には対策が十分に機能していない。もっと言えば、対策を機能させようとする意志が政府には乏しいと言わざるを得ない。担当大臣はいても、他の10以上の政策を兼務しているため、自殺対策は常に後回しにされてばかりだし、内閣府に設置された「自殺対策推進室」も、やはり室長（官僚）は様々な政策との兼務で、専従として自殺対策に関わっている人で最も位が高いのが「課長補佐」。これでは、自殺の要因となっている様々な分野間の調整や交渉を行ったり、行政の縦割りを超えて政府一体となって対策を進めていけるわけがない。

自殺対策に関する予算を見ても、交通安全対策に関する予算の数100分の1程度だ。要するに、政府にとって自殺対策は、二の次どころか三の次以下。命に関わる問題であるにもかかわらず、優先順位が極めて低いのである。

政権交代後2年半で、担当大臣が9人目である。政治主導による施策の一貫性がこれで保てるはずがない。自殺対策の有識者会議に、政務三役が姿をみせることもない。内閣府の研究所に設置された自殺分析班は人手不足で解散した。

政府に「国民の命を守る」最低限の仕事をさせること

東京都足立区では、2009年までの5年間、自殺者が都内で最多だったが、対策に力をいれ、昨年の自殺者は145名だったが、前年に比べれば2割も減った。

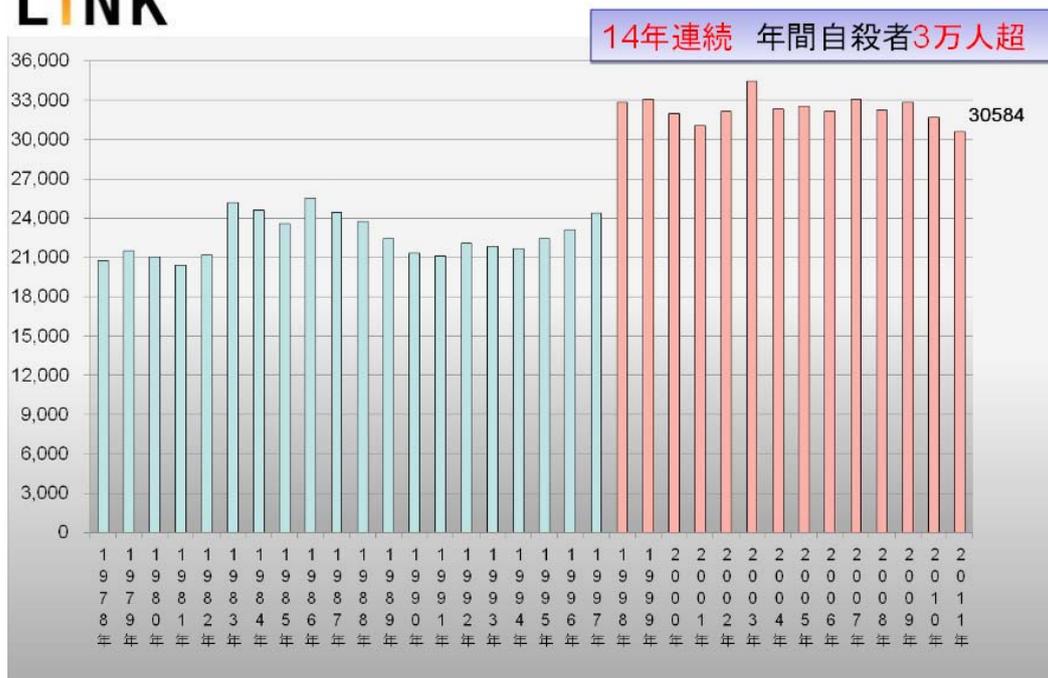
自殺予防で最も重要なのは「自殺したいというサインに気づいたら、どこに相談すればいいか」という具体的な情報である。政府の対策の遅れで、失われるのは二度と取り戻すことのできない人の命だ。

いまこの瞬間にも、自殺に追い込まれようとしている人がいる。大切な人を自殺で失いそうになっている人もいる。「たくさんの救える命」を救うために、私たちは一致結

束して、政府に本来の最低限の仕事をさせなければならない。「国民の生命を守る」ということを。

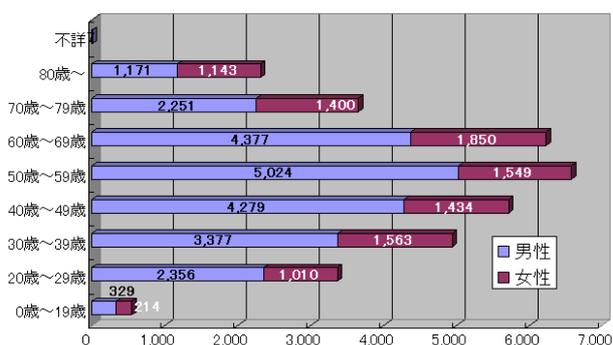


日本の自殺者数

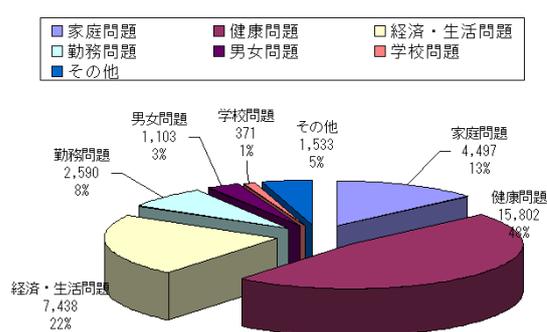


警察庁「自殺の概要資料」及び「平成23年の月別の自殺者数について(12月末の暫定値)」

年齢別・男女別の自殺者数



自殺の原因



出典 警察庁調査による

いわゆる慰安婦問題を直ちに解決せよ

第2条12項、第3条、第6条1項、第7条(b)、(d)、第9条、第12条(d)に関連して

社会権規約委員会は10年前、審査の結果として、日本政府に対して、「委員会は締約国がおそくないうちに被害者の期待に沿って被害者への保障を行う方法での解決法を見出すため「慰安婦」を代表する各組織の代表と協議することを強く勧告する」と勧告したが、日本政府はこれを受け入れず、第3回日本政府報告は従来どおり、「解決済み」と主張した。しかし、10年を経過し、その間、慰安婦問題の解決をマニフェストの一項目として掲げた民主党が新たに政権の座についたにも関わらず、この問題が解決されていないことを再び報告する。

添付の国連特別報告者2名による調査報告や1997年から十年以上強制労働条約違反として、監視を続けたILO専門家委員会の個別所見で明らかのように、第二次大戦前、戦中の数年間、旧日本軍が侵略したアジア各地では十代初めの少女たち、若い女性たちが残虐な暴力によって、また植民地だった朝鮮、台湾では良い仕事があると騙されて監禁され、自分の意思に反して兵隊たちの性的欲求を満たす慰安婦として働かされたが、これは国の主導した政策であった。(第6条1項(労働の権利)違反)

女性差別撤廃委員会は2003年にこの問題を取り上げ、添付の最終所見に見る様に2009年にも繰り返し永続的な解決を勧告した。(第3条男女平等の権利)違反

前記特別報告者の調査報告と添付の拷問禁止委員会の最終所見と上記ILO専門家委員会の個別所見で明らかのように、女性たちは極めて劣悪な環境下で望まない労働を日夜を問わず強いられ、兵たちの拷問の恐怖におびえながら毎日を過ごした。

(第7条(b)(d)労働条件)違反

日本政府はアジア女性基金が被害者に償い金を支払ったことで問題が解決したと主張するが、この償い金を受け取ったのは少数であった。特に、韓国、台湾ではそれぞれの政府が被害者たちがアジア女性基金から償い金を受け取らない条件で、同額を支給して基金の活動を阻止した。そしてその償い金すら自由権規約委員会は2008年に不十分と断じている。また日本政府は慰安婦の実態について広範囲な調査を行わず、被害者数の拡大を避けたため、同基金は活発な支援運動が存在しない諸国を軽く見るか無視した。例えば、インドネシアには高齢者施設の名目で資金が渡され、その通りに、高齢者施設が建設されたが、そこには元慰安婦は一人も入っていない。朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、東ティモール、インドネシア、マレーシアでは、慰安婦被害者は何の

給付も受け取っていないし、生活も非常に困窮しており、病気になったときの治療費もない。(第2条【締約国の義務】) 第12条(d) (身体及び精神の健康) 違反

2011年8月30日、韓国憲法裁判所は、慰安婦問題についての二国間協定の解釈上の紛争を解決しない韓国政府の不作為は違憲であると決定した。「紛争」については添付資料を参考にして頂きたい。その決定に従い、韓国大統領は昨年12月17日の東京での首脳会議で日本側に話し合いに応じるように求めたが、日本の野田首相は現在に至るまで対応せず、韓国側は第三者調停に向けて調整しているという。

日本政府への質問事項

社会権規約委員会の勧告にある「慰安婦」を代表する各組織の代表と協議したかどうか。したとしたらどの組織と行ったか。協議していないとしたら、その理由は何か。

この問題については、上述の国連機構の勧告の他に米国下院決議、EU議会決議など重要と考えられるものを添付する。日本においても、36の地方議会の意見書が国会に提出されたことを付記する。

Attachment:

1. List of UN Documents on the issue of comfort women
2. List of ILO CEACR documents on the violation of C0.29 (forced labour)
3. 韓国憲法裁判所決定 (summary translation)

ILO条約、105号、111号、169号条約を批准し、 戦時産業強制連行労働問題を解決せよ —第6条1項、第7条(a), (b), (d)—

1930年代からの中国侵略から第二次大戦への戦線拡大にともない、日本は兵員不足、労働力不足を解消するため、植民地朝鮮の人口に頼った。正確な数字はないが、政府側の少なめの積算でも軍人軍属として37万人、労働者として70万人は徴用されたとされる。これには、小学校を卒業したばかりの少女たち2000名ほども含まれる。さらに閣議決定で4万人の中国人労働者を内地へ連行した。これらの労働者は非人間的な労働条件のもと十分な食料も与えられずに酷使され、怪我や病気による死亡者の数も少なくはなかった。日本の敗戦時、彼らは開放され帰国したが、だれも賃金を受け取っていない。社会権規約第6条1項、第7条(a) (b) (d)違反する。

1997年12月、全造船関東地協、東京地評等全国230を越える労働組合の連名で、国

際労働機関 (ILO) に、戦時中に日本政府と企業が組織的に行った朝鮮人・中国人強制連行・強制労働は 1932 年に日本が批准している ILO29 号条約 (強制労働禁止条約) に違反する違法行為であると申し立てた。ILO 条約勧告適用専門家委員会 (CEACR) は 1999 年 3 月の所見で、戦時「慰安婦」問題とともに強制労働を取り上げ、「本委員会はこのような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える。」「本委員会は政府から政府への支払いが、被害者への適切な救済として十分であるとは考えない。」「日本政府が自らの行為について責任を受け入れ、被害者の期待に見合った措置を講ずるであろうことを確信する。」と勧告した。この見解は、戦後補償裁判における戦時労務動員の強制性・違法性をめぐる争いに、当時の国際法から明確な基準を示したという意味で大きな意義があった。以来、2011 年 2 月まで CEACR の勧告は 10 回に及んでいる。

2007 年 4 月 27 日の西松建設中国人強制労働事件の最高裁判決は、中国人被害者らが日中共同声明で裁判上訴求する権能を失ったとしてその請求を棄却したが、実体としての請求権は残っていることを認め、政府と企業を含む関係者の自主的な解決責任を指摘した。この判決に従い、西松建設株式会社は広島県と新潟県の 2 つの発電所で 2009 年 10 月と翌年 4 月に被害者と和解した。そして、西松は被害者側に和解金として総額 3 億 7800 万円を支払い、自らの抱える中国人強制労働事件のすべてを解決した。

高齢の被害者は日々亡くなっている中、遂に、韓国国会と韓国政府は太平洋戦争時に韓 1997 年 9 月の新日本製鉄株式会社と遺族との和解解決以来、様々な個別企業と被害者との交渉を通じた和解の努力が続けられてきた。しかし、数十万人の被害者のうち、和解の恩恵をうけたのは全部合わせても数百人に留まり、日本の強制連行労働全体の解決にはほど遠い。その最大の原因は ILO 専門家委員会の勧告を無視し続けている日本政府にある。2011 年 2 月の専門家委員会勧告は「委員会は、被害者との和解を模索する一層の努力を行うにあたり、政府が毎年、その数が減少し続けている戦時中の産業強制労働と軍事性奴隷制の高齢生存被害者の請求に対応して、早急な措置をとるようとの希望を繰り返し表明する」と指摘した。

国人労働者を徴用し、戦後補償が済んでいない日本企業を戦犯企業と呼び、公共機関の入札から排除する行政措置を取ることで合意した。今回の措置は WTO 調達協定の対象外の約 1000 の公共機関では、原則的に国内企業だけの入札とし、外国企業の入札参加が不可避な場合は、戦後補償が済んでいない日本企業を除外するというものである。9 月 16 日、韓国国会は戦犯企業の第 1 次リスト 136 企業を公表した。記者会見で韓国国会議員の代表は「今日のこの場は、韓日両国の過去の歴史にしばられるよりは、未来ある韓日両国の真のきずなと平和、協力の時代を開いていこうとするところに、その目的があります」と表明した。

日本政府は、こうした韓国政府・国会の動向についてどう考えているのか。戦時強制連行・強制労働問題をどう解決しようとしているのか。

国連・人権理事会の理事国だった国で、世界のリーダーを目指す国として「真のきずなと平和、協力の時代を開いていく」ために、日本は国際法を守る尊敬に値する国として行動すべきである。

添付

1. ILO 条約勧告適用委員会の個別所見のリスト（慰安婦問題と共通）
2. 大韓民国政府機関および地方自治体などの入札制限 日本戦犯企業名簿選定発表 記者会見文(英訳)

戦後最大の人権侵害 レッド・ページの共同正犯日本政府に、 一日も早い被害者の名誉回復・国家賠償を求める 規約第6条、第7条、第8条に関連して

61年前、全国の多くの職場にはレッド・ページの嵐が吹き荒れていました。この嵐は、1949年の国鉄・通信をはじめとする官公庁の「行政整理」や民間の企業整備の中で日本共産党員と労働組合活動家を狙いうちにした免職・解雇に続いて、1950年には新聞、放送を皮切りに、電力、機器、鉄鋼、造船、化学、石炭、私鉄などの日本のほとんどの企業の職場と教育現場にレッド・ページ旋風が襲いかかり、二年間で推定4万人の労働者が「企業破壊分子」などのいわれのない烙印を押されて一方的かつ暴力的に職場から追放されました。

レッド・ページは、アメリカ占領軍の強い示唆と助言のもと、日本政府・裁判所・企業が一体なって強行した大弾圧であり、これは単にレッド・ページされた労働者への人権侵害・弾圧に止まらず、高揚しつつあった日本の労働組合運動を抑圧し、日本の民主化をすすめる運動の中心であった日本共産党の影響力の拡大を阻み、国際的には世界的規模で拡大しつつあった民族的運動の前進を恐れた当時のアメリカ占領軍が、日本を「反共の防波堤」に仕立て上げるものでした。

レッド・ページによって職場を追われた被害者は、マスコミなどで氏名を公表されたことから再就職の道を絶たれ、運良くいったんは、他の企業に雇用されても官憲からの「企業破壊者」との通報で再び職場を追われ、その被害は、当事者だけでなく兄弟姉妹の就職や結婚にも影響をあたえ、その家族は、経済的にも、社会的にも計り知れない損害をこうむり、まさに辛酸を極める酷さでした。そのため自ら命を絶った被害者も少なくありませんでした。ここに、レッド・ページは「戦後最大の人権侵害」と言われる所以があります。同時にレッド・ページによって、当時の日本の自主的な経済復興、国民生活の向上を求める運動と、民主主義の確立、反戦・平和を要求する民主的運動は、大打撃を受けました。

こうした、無法・非道な弾圧・人権侵害を与えたレッド・ページを示唆・助言したアメリカ政府、そしてこれを奇貨として実行した「共同正犯」たる日本政府・財界は、今日に

於いてなお、その責任を認めず被害者に謝罪し名誉の回復も、年金補償など何らの救済策を講じていません。一方、最高裁判所は、レッド・ページは「占領軍指令は超憲法的効力を有する」として、司法の独立の立場を投げ捨て、不当解雇を認める判決を下しています。レッド・ページ問題で初めての国家賠償を求めた訴訟において、神戸地方裁判所は、日本政府が今日の至るも何らの救済措置を執らなかつたことから被った被害者の苦難に目をつぶり、先に述べた最高裁判決をそのまま踏襲し被害者の主張を全面的に棄却するという不当な判決を下したことに示されています。

レッド・ページ被害者は、このような困難の中で、自らの名誉回復と国家賠償を求める運動は、全国的な規模で展開されてきました。日本弁護士連合はじめ各地の弁護士会に人権救済申立に対し、日弁連が二度（2008年10月および2010年8月）にわたってレッド・ページは、思想・信条の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害するものと断じて、被害者の名誉回復と補償を含む措置を政府や最高裁、企業、県知事に勧告しました。

とりわけ、日本弁護士会の勧告は、救済を訴えた被害者にとどまらずレッド・ページ被害者すべての救済を求めるなど極めて画期的な内容となっています。レッド・ページの無法性、不当性は、これらの勧告によっていよいよ明らかになりました。

さらに世界に目を向ければ、世界は過去の誤りを反省し、清算する時代に入っています。イタリアでは、1974年、ムッソリーニによって共産党員や労働組合活動家である事を理由に解雇された労働者の解雇無効と年金補償をする法律を可決し、スペインでは2007年、「歴史の記憶に関する法律」を制定し、フランコ政権の下での弾圧と人権侵害を見直し、被害者の名誉回復と損害賠償を行っています。ドイツでは1985年、ナチスに抵抗して国家反逆罪で弾圧された犠牲者を救済する「包括的名誉回復法」を制定しています。韓国でも、1998年、「民主化運動関係者の名誉回復及び補償等に関する法律」を定めているのです。そしてレッド・ページを示唆したアメリカに於いても1958年、連邦最高裁は「赤狩り」の思想差別は違憲であるとの判決を下しているのです。

レッド・ページ弾圧から61年余を経た今日、被害者は既にすべて80歳を超えています。それだけに被害者の救済は一日の猶予も許されません。

日本政府は、占領中の不法行為の是正を、本来講和条約発効時に直ちに行うべきであったにもかかわらず、これを放置してきました。このような不当な措置の積み重ねが、今日、日本企業の少なからぬ職場で繰り返されている人権侵害・思想差別の根源となっているのです。

レッド・ページ被害者は、潘基文国際連合事務総長にたいし、レッド・ページ問題の解決のため、日本政府への働きかけを行うよう要請しています。社会権規約第3回日本審査に当たり、本委員会が日本政府にレッド・ページ問題の早期解決に向けて強く働きかけをされることを願って止みません。

廃棄プラスチック処理工場周辺で悪臭・健康被害が集団発生

—第12条（b）—

1. 廃棄プラスチック工場操業後訴えが急増し、裁判に訴えたが却下

2004年、大阪府の郊外、寝屋川市の閑静な住宅街に近い農地に、リサイクルの名による二つの廃棄プラスチック（以下、廃プラ）処理工場の建設計画を知り、「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」を結成した。この間、8万人の署名を2回、1000人集会とデモを行った。

民間工場が操業を開始した直後から悪臭と健康被害の訴えが急増し、諸行政機関に健康調査を訴えたが実施されず、裁判所に訴えたが、仮処分、1審、2審といずれも却下された。

その後、津田敏秀岡山大教授による疫学調査で、工場操業後に、眼や喉の痛み、咳、湿疹、ぜん息、頭痛など多彩な皮膚粘膜症状や神経症状を訴える住民が1000名規模で確認された。教授は、工場に近いほど有病者が多く発症しており、廃プラ工場が原因であると報告した。複数の医師が百数十名を検診し、相当数が廃プラ工場の有害ガスが原因との診断をした。

2010年、化学物質過敏症診断の専門医である宮田幹夫北里大学名誉教授に受診。先生は「受診した11名全員が自律神経失調、中枢神経機能障害である、人生を棒に振る人が出たり、子どもへの影響が心配される」というショッキングな診断をした。最近も若い娘さんが顔をお岩さんのように腫らし、医者でも治らず、やむなく転居した住民が何人もいる。

2. 公害等調整委員会に「原因認定」を申請

裁判所は専門家の意見を全く採用せず、健康被害を訴える証言の申し出を却下し、2011年1月の判決では、「規制値のある11物質が基準値以下であり、健康被害が出るはずがない」などの非科学的な主張を認め、「公益事業だから忍従せよ」と、住民の訴えを退けた。このままでは、人体実験が続くと考え、2011年2月、住民51名が公害の根絶を職責とする政府の行政機関、公害等調整委員会に「原因裁定」を申請した。現在審理が進められている。

3. 猛毒ホルムアルデヒドの濃度30倍が検された

柳沢幸雄東京大学教授が空気の分析を実施し、工場近傍では通常の空気の数倍～数十倍のTVOCが測定され、住宅地で、高濃度のホルムアルデヒド（平均濃度が日本の平均値の7倍、 $17\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、最大値が30倍、 $78\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）検出された。教授は、有害化学物質が含まれていると考えられる未同定物質の比率が高く、これらも原因である

可能性が高いと指摘した。このように多くの専門家の調査により、科学的証明は出来ている。明らかに社会権規約12条(b)項に違反する。しかし、残念ながらわが国は健康や人権を大切にする民主主義が遅れている。問題解決のためのご尽力を切望する。

資料 慰安婦問題 (英文なので添付してありません)